

東日本大震災を踏まえた地域防災計画
の見直しに関するアンケート調査結果

<沿岸市町村分>

調査概要

1. 調査目的

「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」において、地域防災計画の見直しについての留意点等を取りまとめるに当たり、検討の参考とする。

2. 調査対象

岩手、宮城、福島県の被災沿岸市町村(37団体)を除く海岸線を有する市区町村(608団体)及び津波被害が想定される14団体の計622団体

3. 調査時期及び調査対象時点

- ・調査時期： 平成23年8月3日(水)～8月17日(水)
- ・調査対象時点：平成23年7月31日

4. 調査内容

- (1)津波対策の現状
 - ア 被害想定等
 - イ 津波ハザードマップ、津波避難困難地域の把握、津波避難計画の作成等
 - ウ 津波避難訓練、津波に関する知識の普及啓発
 - エ 津波避難に関する具体的施策等
 - オ 防災体制等の整備
- (2)大規模災害時の対応
 - ア 地域防災計画等における情報収集手段・情報伝達等
 - イ 今回の東日本大震災における対応等
 - ウ 住民への情報伝達における反省点等
- (3)東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しの動向
 - ア 地域防災計画の見直しの動向
 - イ 津波被害想定の見直しの動向
 - ウ 重点的に検討している点、懸念している点等

5. 回収状況

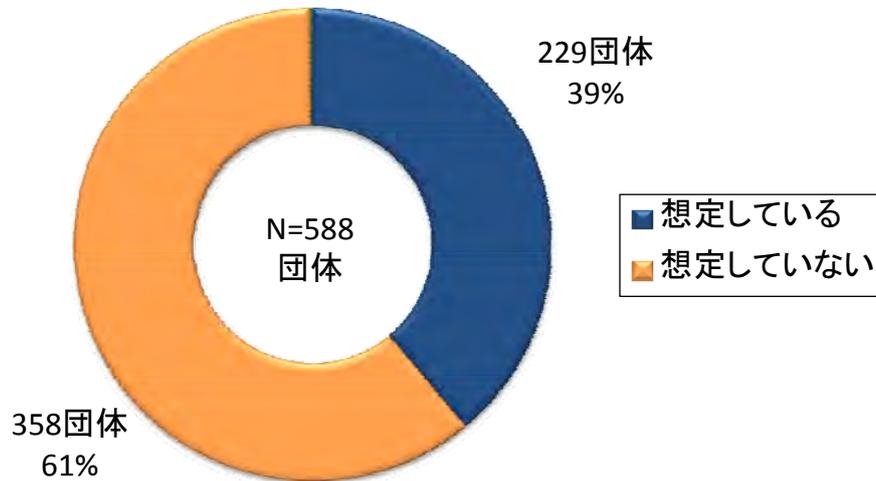
- ・全国沿岸市区町村： 送付数 622、回収数 588 回収率：94.5%

I 津波対策の現状等

【沿岸市町村】

1 被害想定等

1-1 現行の地域防災計画において津波被害を具体的に想定していますか

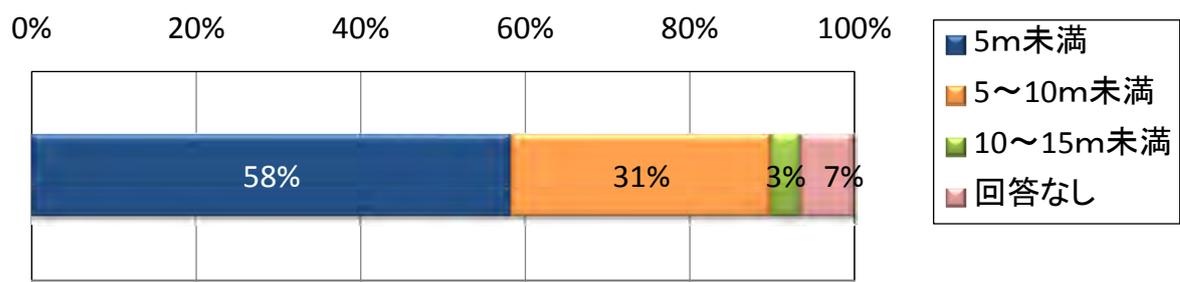


1

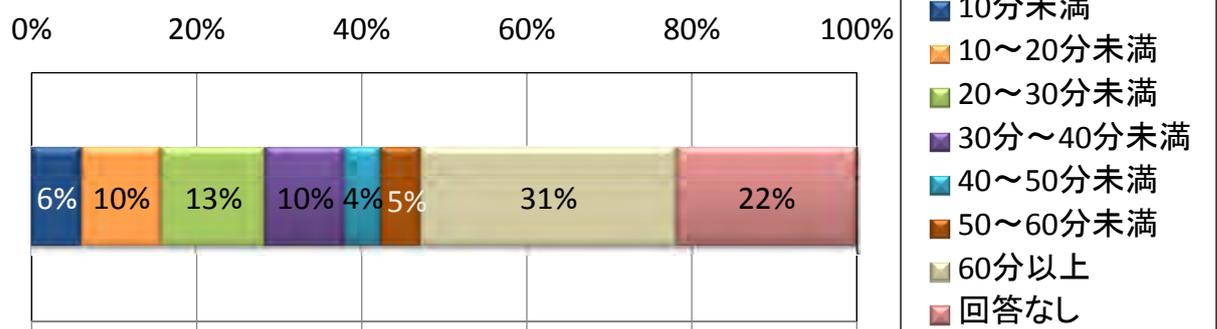
1-2 津波被害想定的前提条件

【沿岸市町村】

①-ア 津波高さが最高時の津波高 N=229



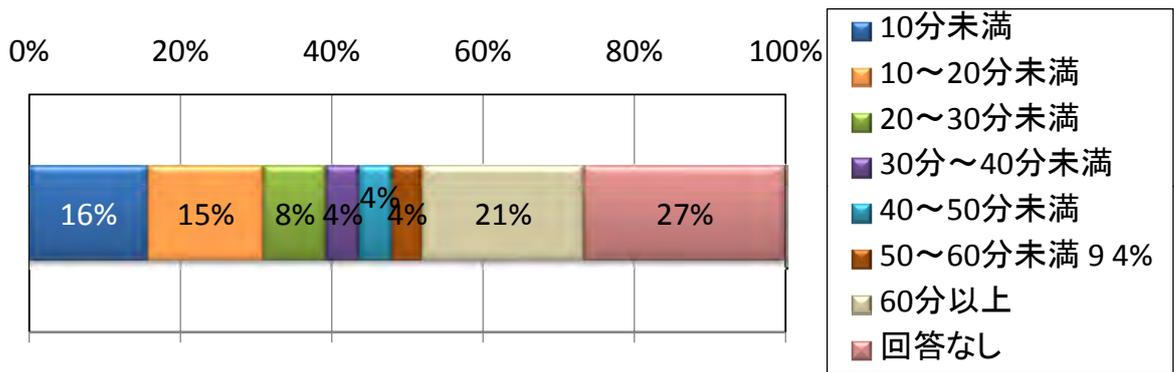
①-ア' 津波高さが最高時の到達時間 N=229



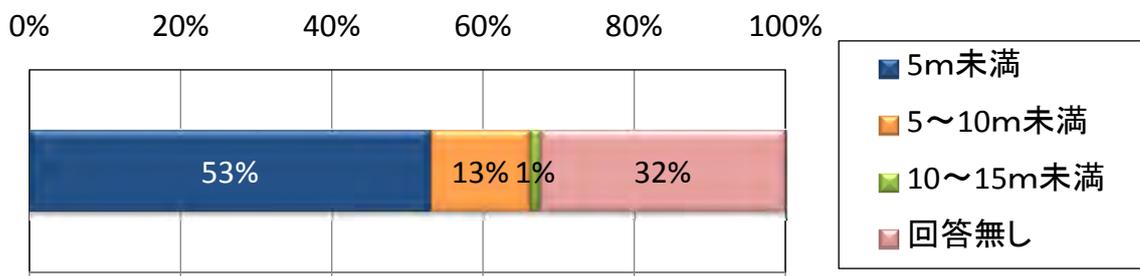
2

1-2 津波被害想定的前提条件

①-イ 津波到達時間が最短時の到達時間 N=229



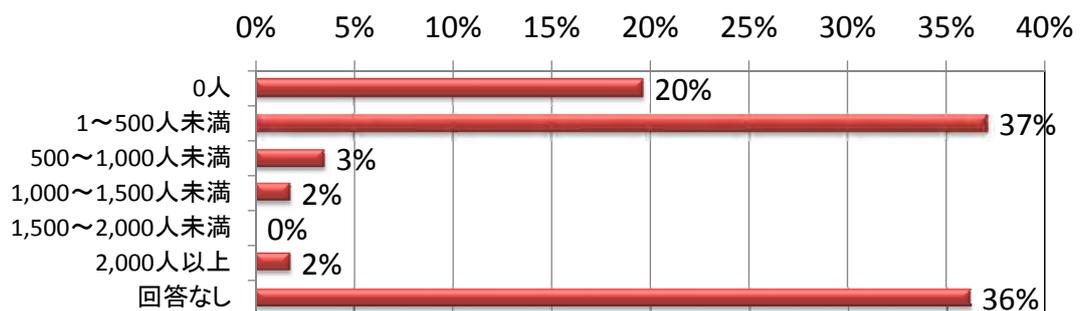
①-イ' 津波到達時間が最短時の津波高さ N=229



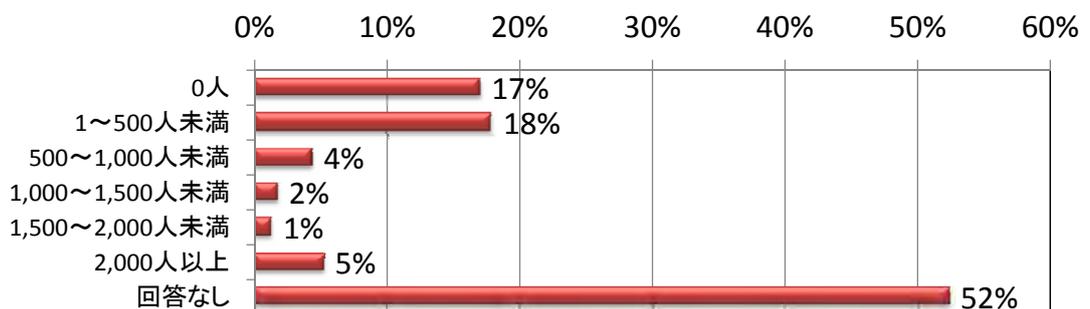
3

1-2 津波被害想定的前提条件

② 人的被害(死者) N=229



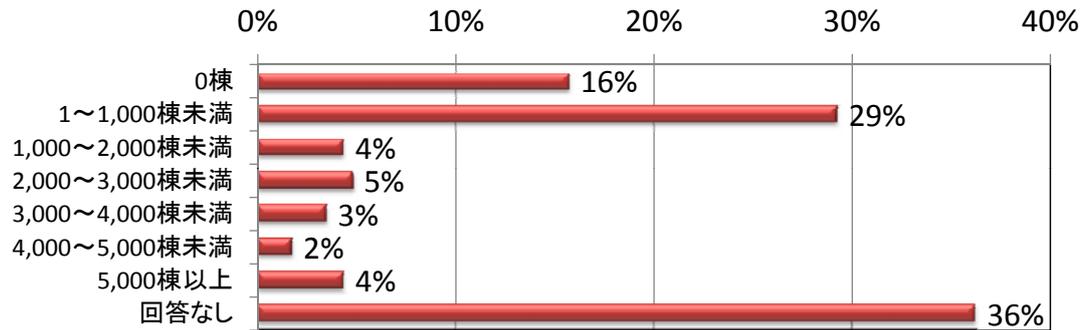
② 人的被害(負傷者) N=229



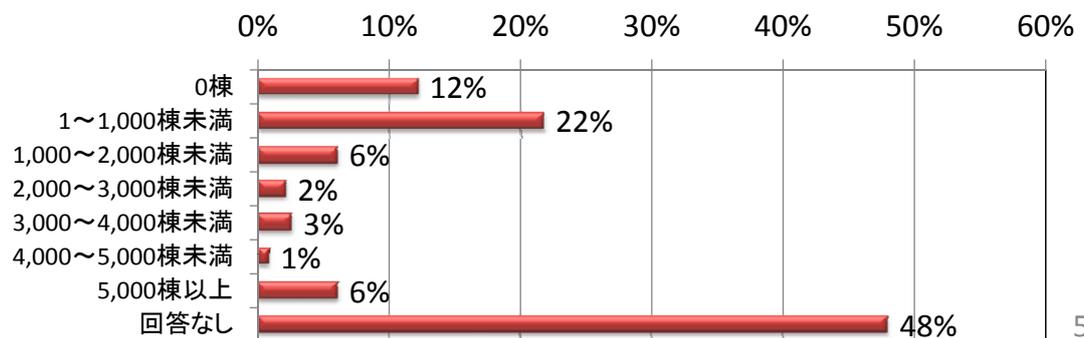
4

1-2 津波被害想定的前提条件

③ 住家被害(全壊) N=229



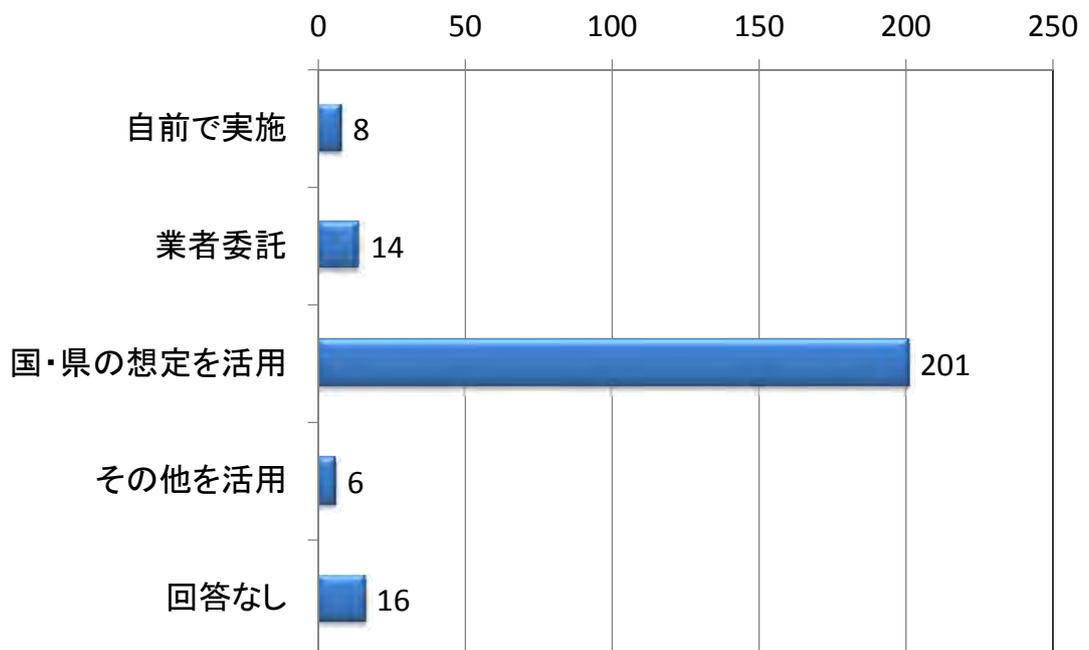
③ 住家被害(半壊) N=229



5

1-2 津波被害想定的前提条件

④ 被害想定の手法(複数回答) N=229

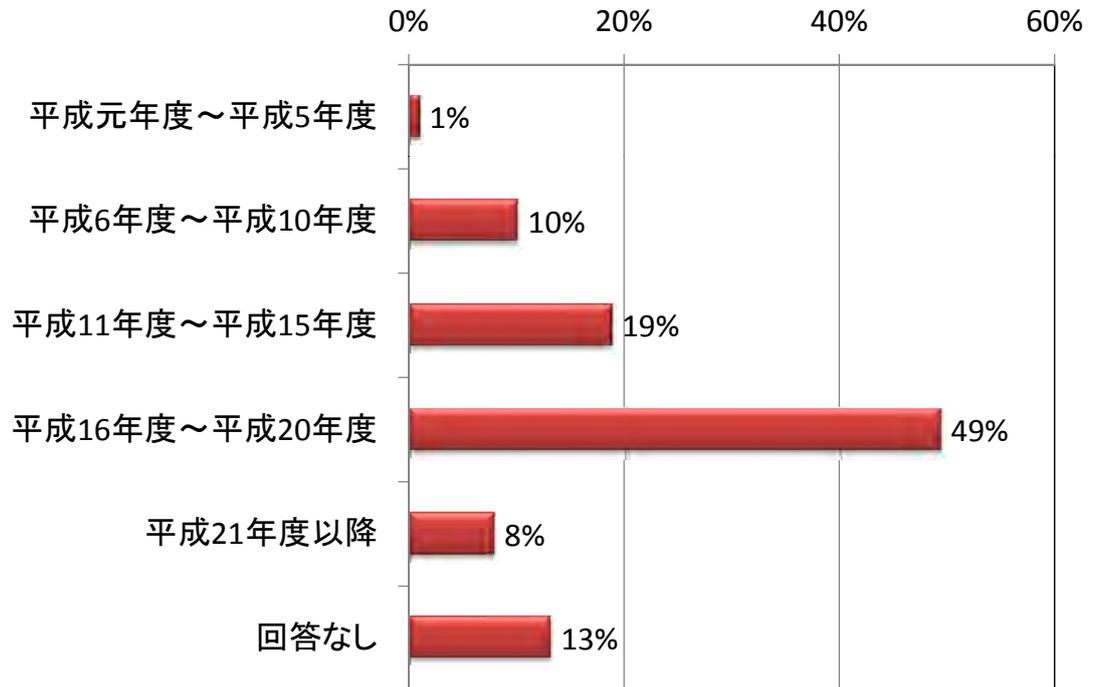


単位:団体数

6

1-2 津波被害想定的前提条件

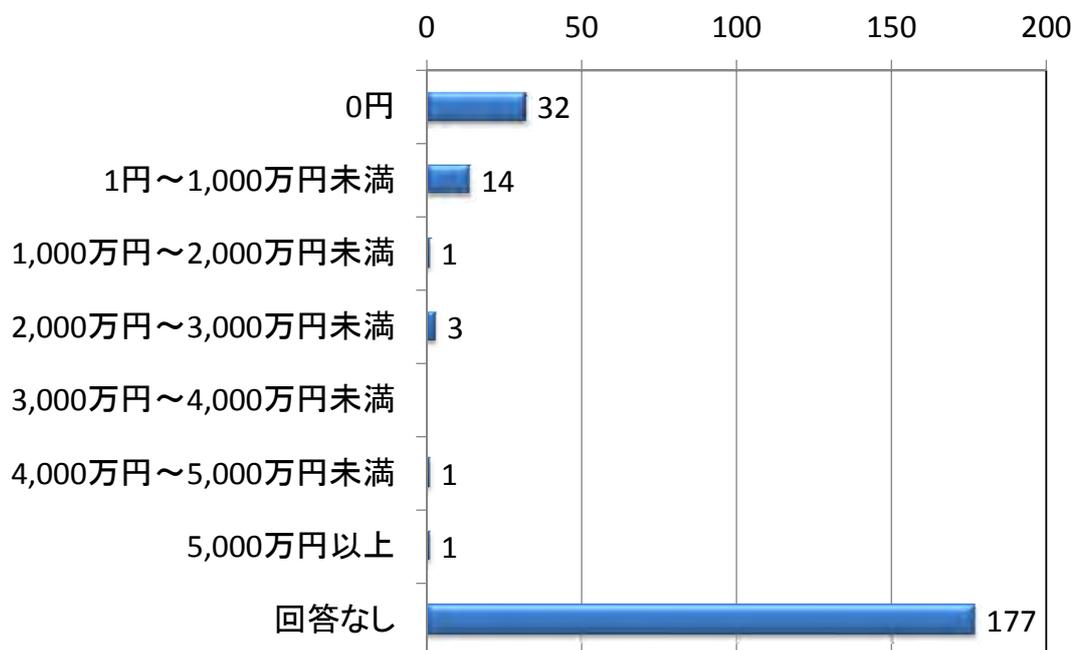
⑤ 被害想定を実施した年度 N=229



7

1-2 津波被害想定的前提条件

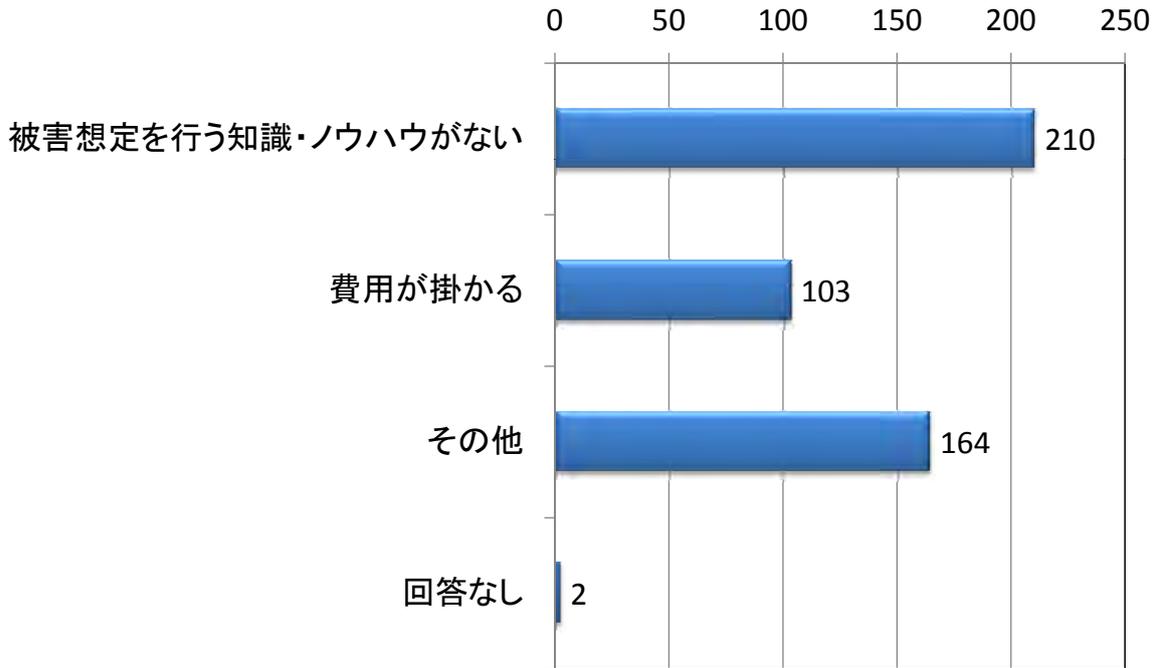
⑥ 被害想定に要した金額(円)



単位：団体数

8

1-3 現行の地域防災計画において、津波被害を具体的に想定していない理由は何ですか
(複数回答) N=358



単位：団体数

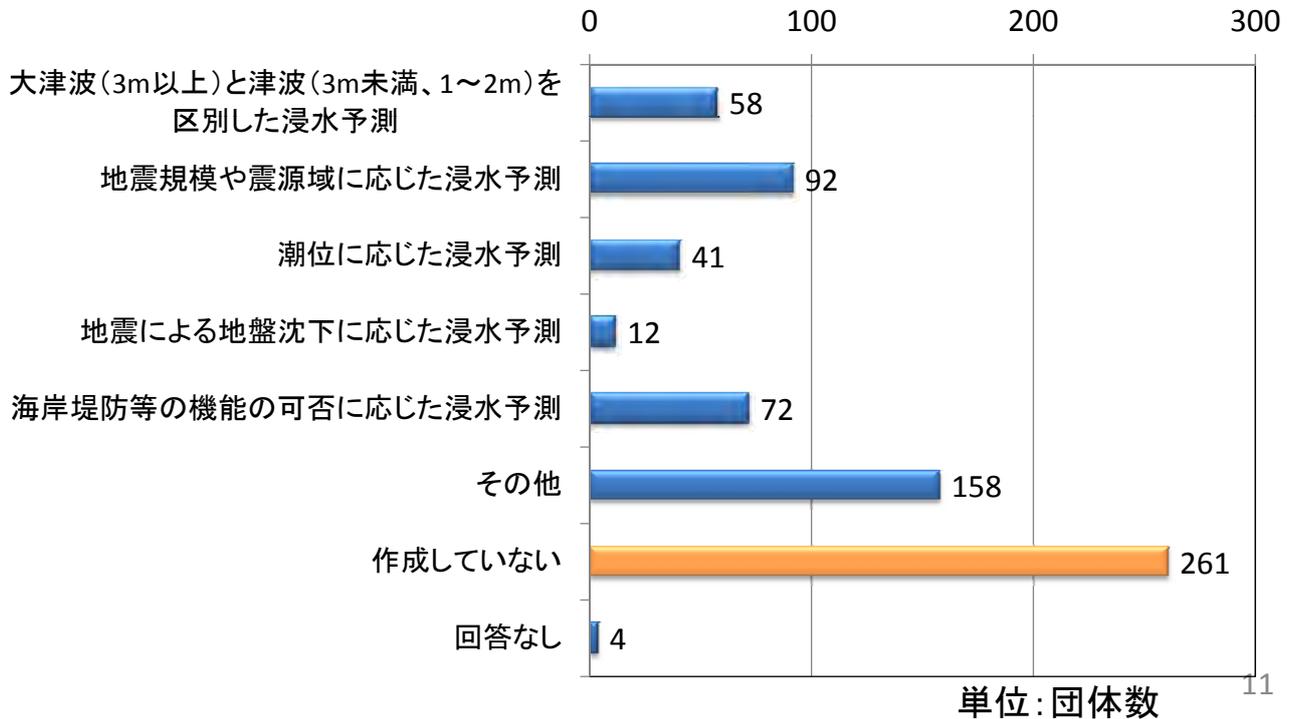
9

津波被害を具体的に想定していない理由：その他

- これまで、津波の襲来は考えられてこなかったため
- 海洋性地震が起こる確率が低いといわれているため
- 過去に大きな津波が起こったことがない
- 過去に津波の被害を受けていなかったため
- 地震被害想定で、津波による被害がないこととなっているため
- 被害が想定されているが、地域防災計画の中には記載されていない
- 津波被害想定は、市町村単独で行うものではなく、県、国が行うべきと考えられる など

2 津波ハザードマップの作成、津波避難困難地域の把握、津波避難計画の作成等 【沿岸市町村】

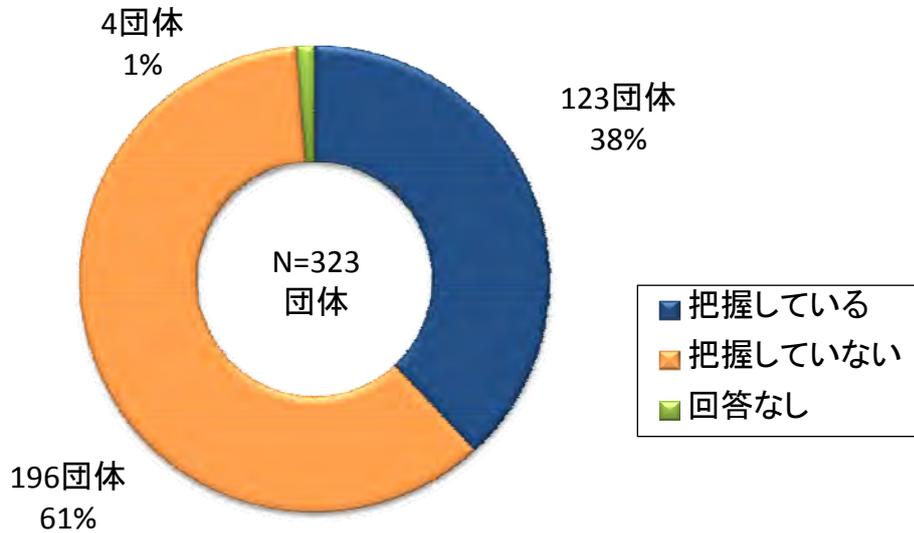
2-1 市町村において、次の項目を考慮した津波ハザードマップを作成していますか（複数回答） N=588



津波ハザードマップで考慮した項目：その他 【沿岸市町村】

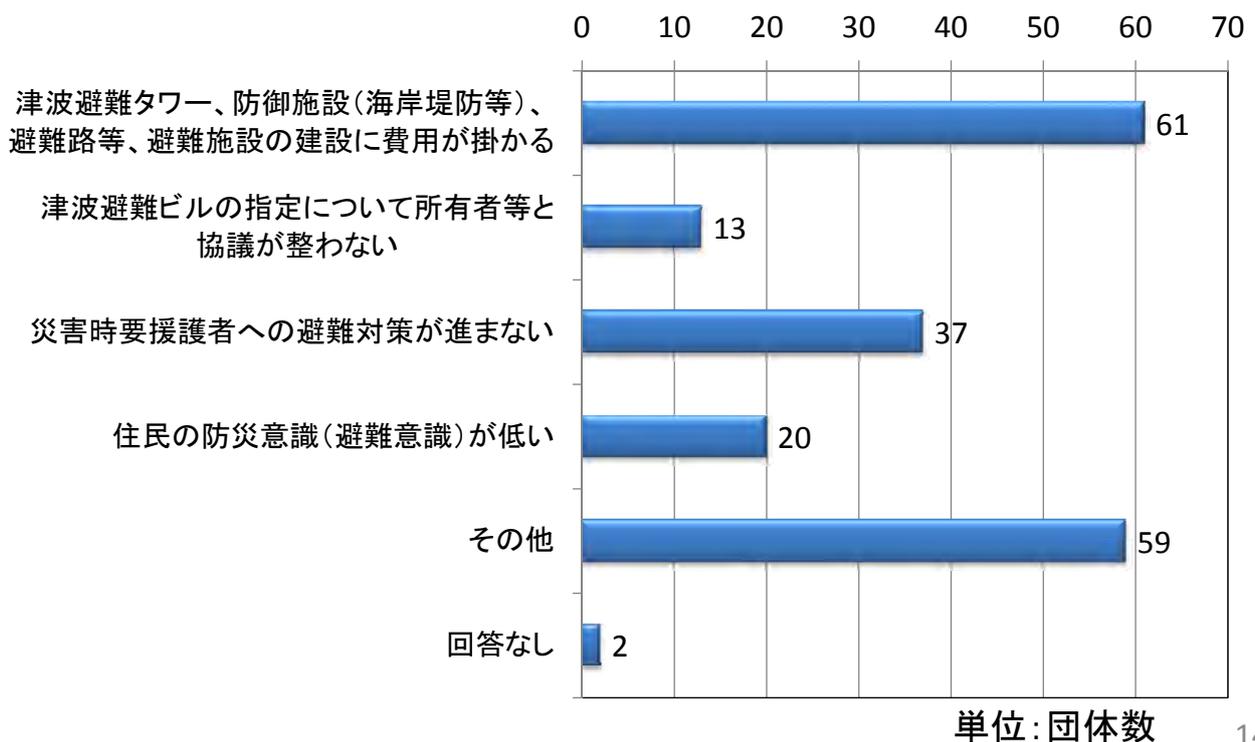
- 標高分布図、等高線マップ
- 海拔に応じて地図を塗り分けている
- 避難場所、避難ビルの標高を表示
- 500年間間隔地震(推定M8.6)を想定している
- 想定津波のうち影響の大きな上位3地震を対象にして、最大の浸水範囲、浸水深を示している
- 海岸堤防等の機能がすべて失われた浸水想定
- 気象庁の量的津波予報8mの津波の高さ(海岸付近の高さ)に対応
- 歴史上の被害があった津波の浸水域を載せている
- 特定の波源は特定せず、県内の沿岸線に一律の高さ(4m)で波が来襲することを浸水予測している
- 5mと10mの津波浸水予測
- 河川遡上を考慮した浸水予測
- 避難所表示、避難方向を→で表示
- バッファゾーン など

2-2 津波ハザードマップを作成している市町村において、津波避難困難地域を把握していますか



13

2-3 津波避難困難地域は把握しているが、解消しない理由は何ですか（複数回答） N=123

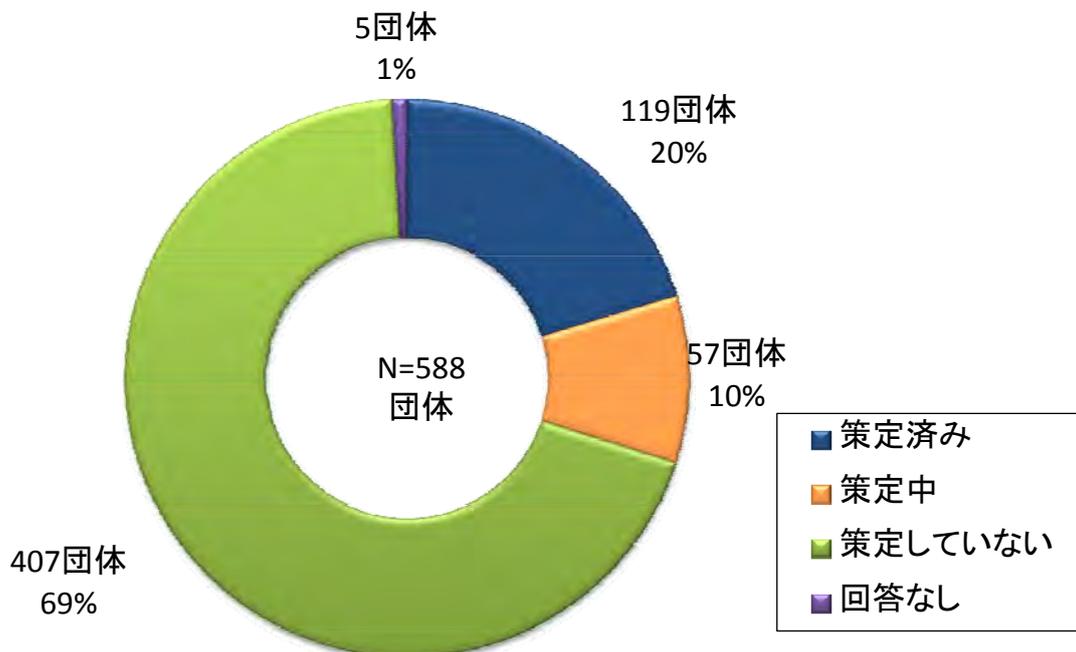


14

2-3 津波避難困難地域が解消しない理由:その他

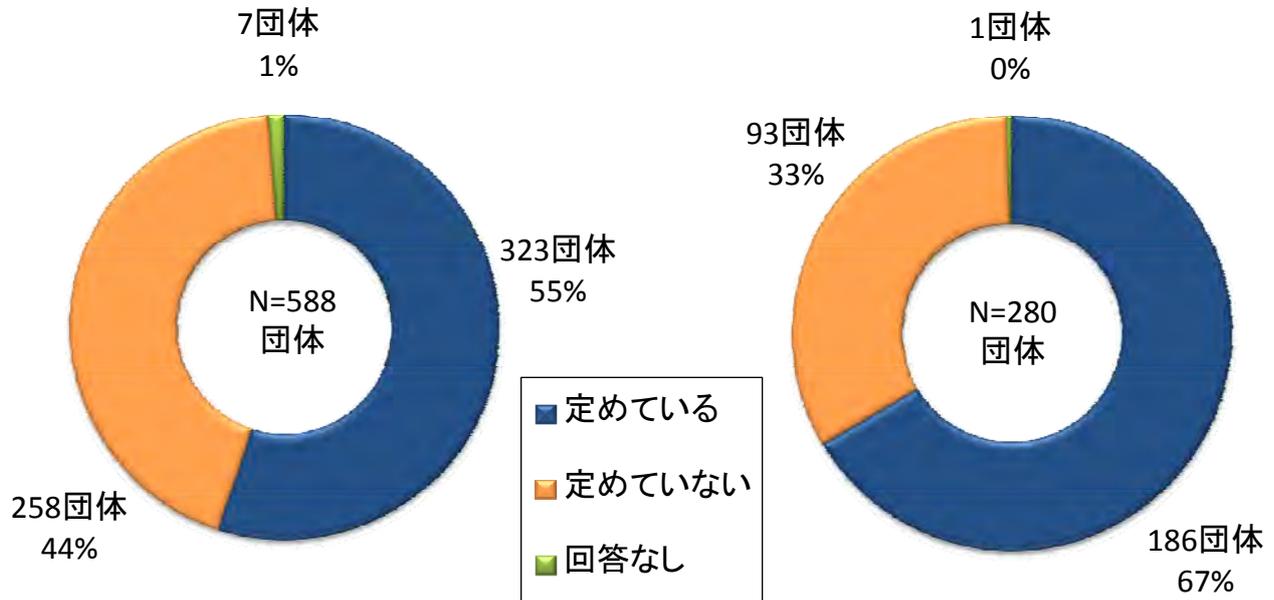
- 震源域に近く、到達時間が短い
- 海岸部の低地帯に多くの市街地及び商業地が形成されている
- 避難できる高台が近くに無い
- 津波避難ビルに見込める建造物がない
- 避難目標地点の土地の所有者との協議に難航している
- 米軍基地との協定が必要(基地内通過)
- 津波避難困難地域が存在しないことを把握している など

2-4 地域防災計画以外に、津波避難計画 (名称の如何に関わらず)を策定していますか



2-5 災害時要援護者の避難対策を定めていますか

うち、津波被害想定又は
津波避難計画を策定している団体



2-6 定めている災害時要援護者の避難対策の内容例:【沿岸市町村】

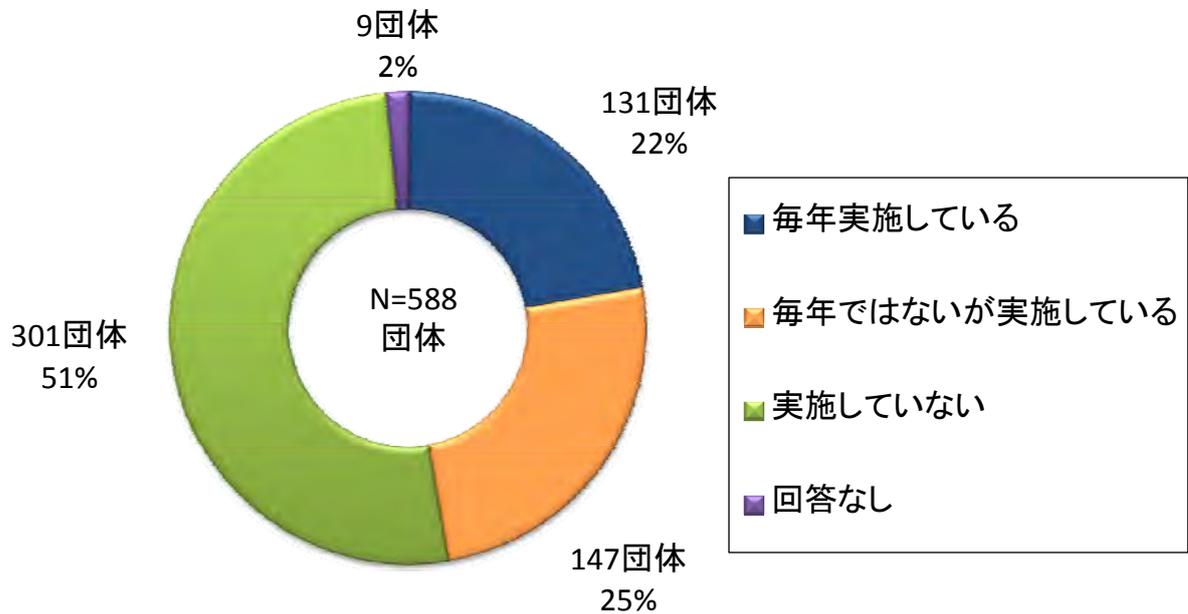
- 災害時要援護者(災害弱者)の現状把握
- 避難準備情報の提供
- 災害時要援護者の支援対策手順
- 要援護者の登録
- 避難準備(要援護者避難)情報を発出する判断基準
- 安否確認、避難誘導の実施方法
- 災害時要援護者にかかる情報の伝達や安否確認、避難所における支援
- 災害時要援護者施設への防災行政無線個別受信機の配備
- 災害時要援護者の特徴を基準に誰がどう活動するか
- 避難時及び避難場所において必要な資器材や情報伝達体制
- 福祉避難所の指定
- 避難勧告・避難指示の伝達避難誘導の方法移送の方法
- 組織体制の整備(各種団体の連携)
- 訓練の実施 など

3 津波避難訓練、津波に関する知識の普及啓発等

【沿岸市町村】

3-1 住民が参加する津波避難訓練の実施の有無

住民が参加する津波避難訓練を実施していますか



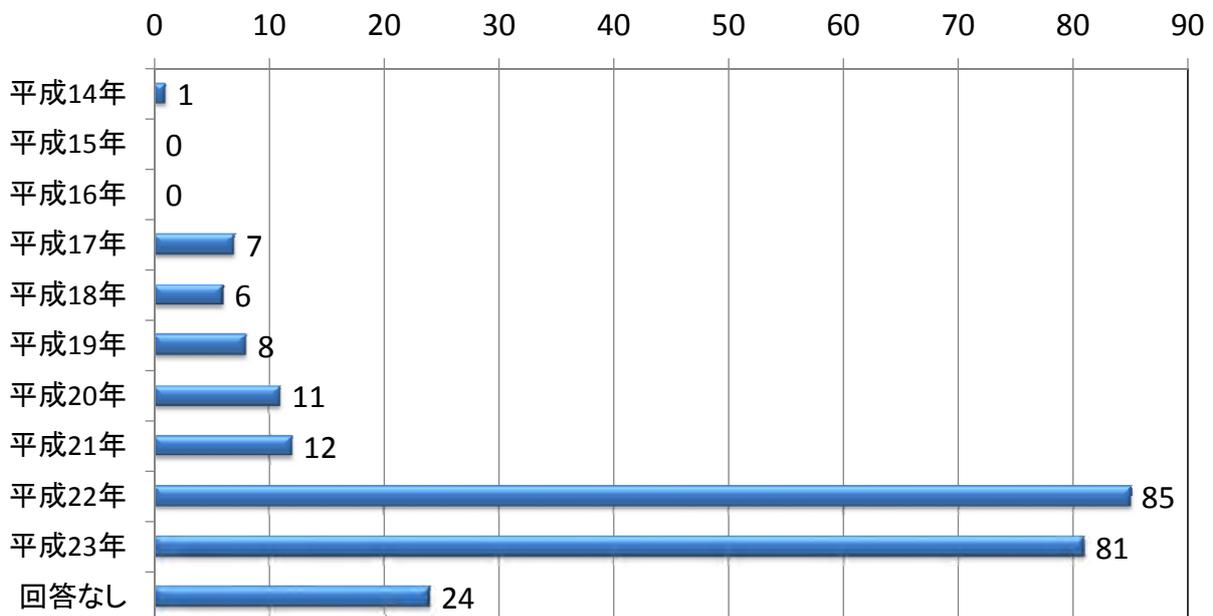
19

3-2 住民が参加する津波避難訓練の実施状況

【沿岸市町村】

① 直近に実施した津波避難訓練の実施年 N=278

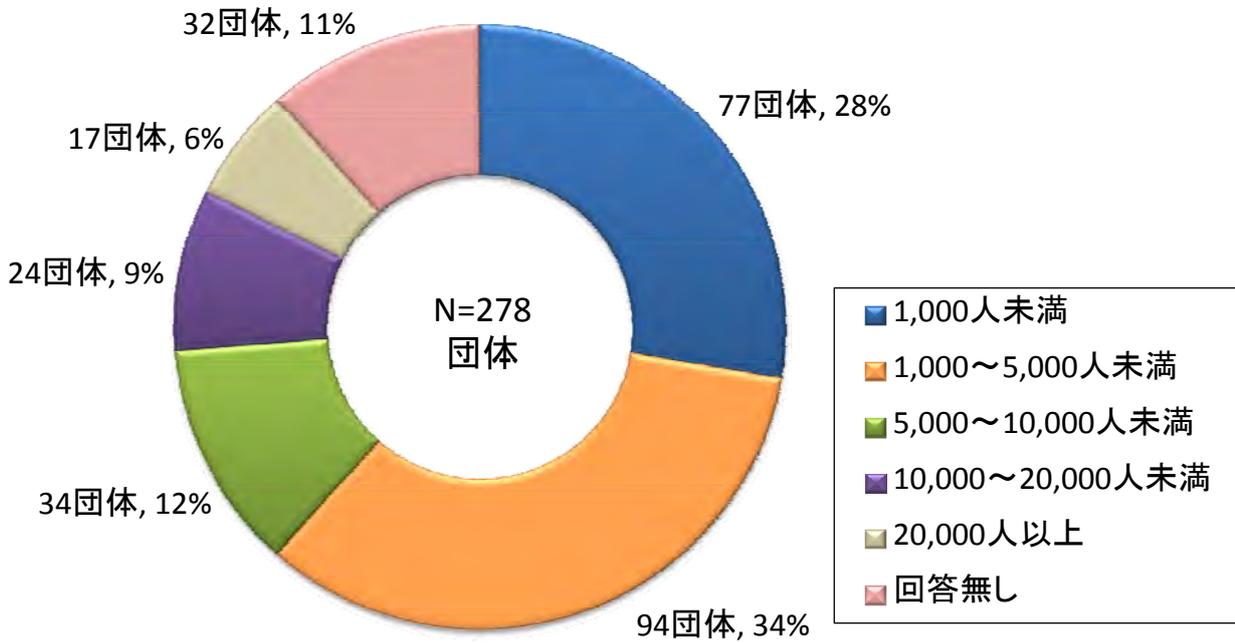
(※毎年又は毎年ではないが津波避難訓練を実施している団体)



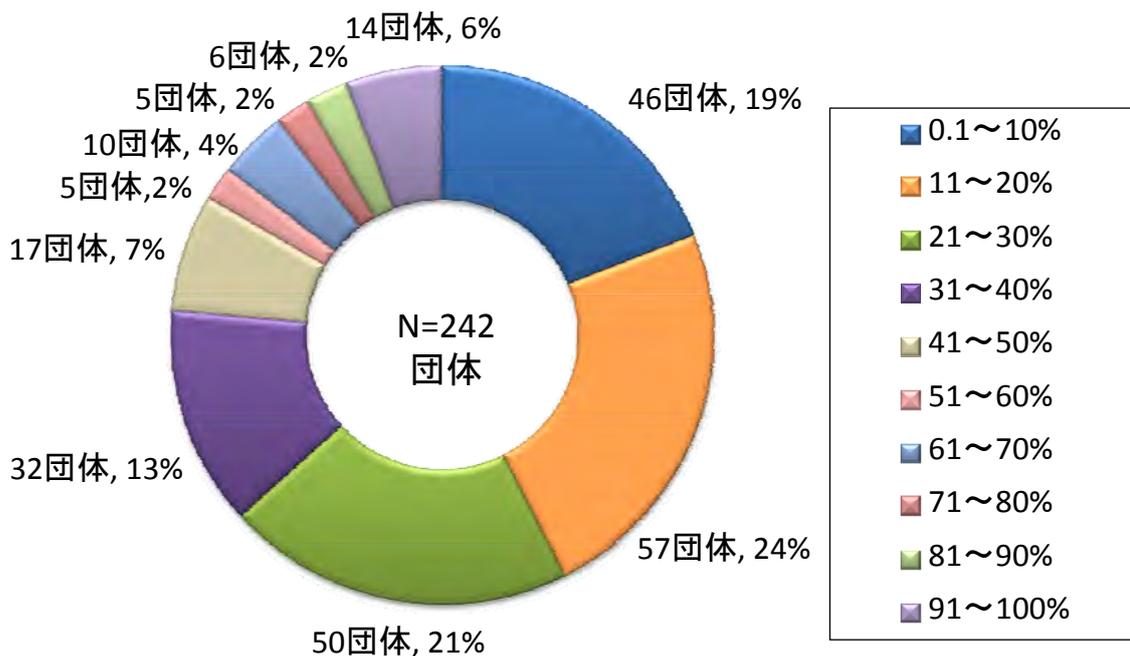
単位：団体数

20

3-2 住民が参加する津波避難訓練の実施状況
 ② 直近に実施した津波避難訓練の参加者数等

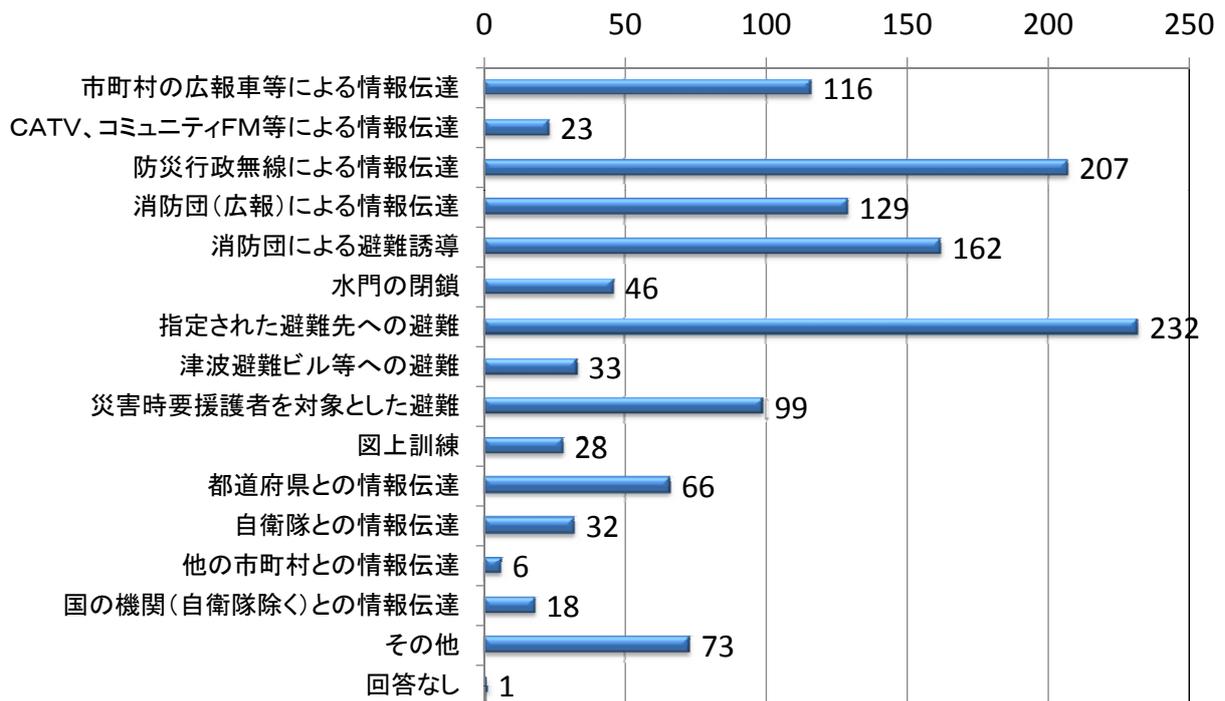


3-2 住民が参加する津波避難訓練の実施状況
 ③ 直近に実施した津波避難訓練の参加率※



※津波避難訓練対象者に対する参加者総数が占める割合である。
 (直近に訓練を実施しており、かつ「対象者」「参加総数」が回答無しでない団体による)

3-3 直近の津波避難訓練で実施した項目は何ですか (複数回答) N=278



単位:団体数

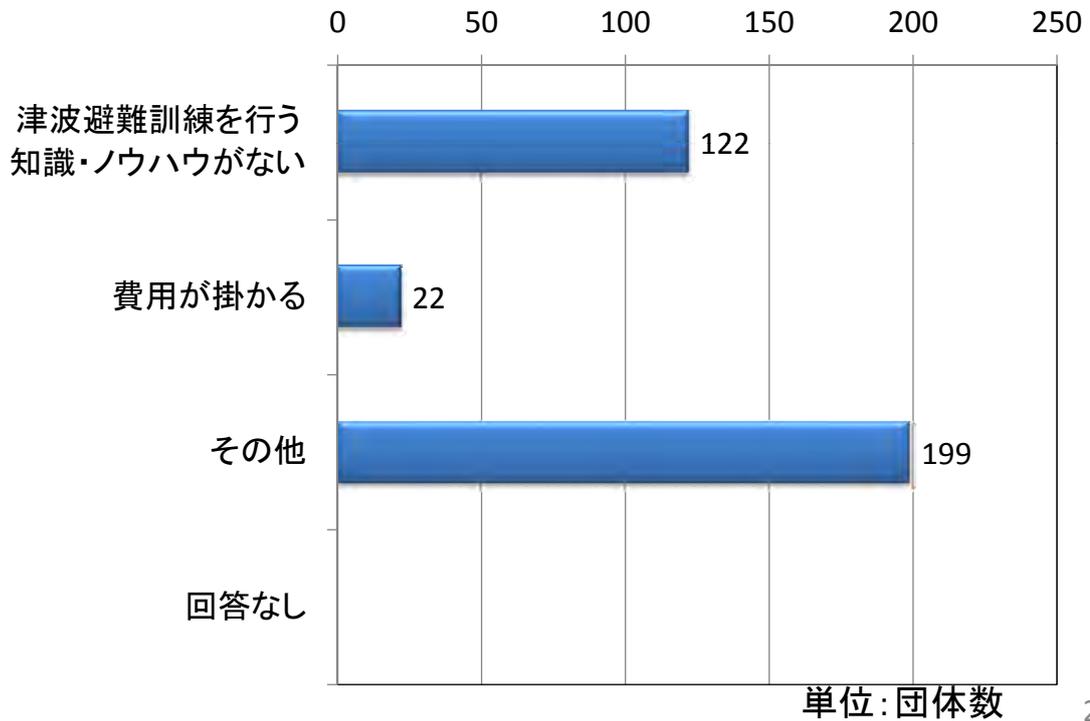
23

3-3 直近の津波避難訓練で実施した項目:その他

- 職員の初動訓練(職員招集、災害対策本部設置等)
- 初期消火訓練(町民・消防)
- 自衛隊、海上保安部、消防団、警察署などとの総合救出・救助訓練
- 災害時要援護者の安否確認訓練
- 防災ヘリコプターの離発着訓練
- 情報伝達訓練(避難施設・町内会への避難勧告伝達、漁協の避難通報、孤立集落への情報伝達、消防用サイレン等吹鳴装置、衛星携帯、オフトーク通信等による情報伝達等)
- アマチュア無線クラブの通信訓練
- 各避難所からの通信訓練(防災行政無線使用)
- J-ALERTを活用して避難勧告(訓練放送)の発令訓練
- 避難場所、避難経路、所要時間等の確認訓練
- 津波警報発令に伴い、高台避難訓練
- 海水浴客等の避難誘導訓練
- 避難所開設訓練
- 要援護者避難状況確認訓練
- 炊き出し訓練
- 自衛隊と町による救援物資の搬送訓練 など

24

3-4 住民が参加する津波避難訓練を実施していない理由は何ですか（複数回答） N=301



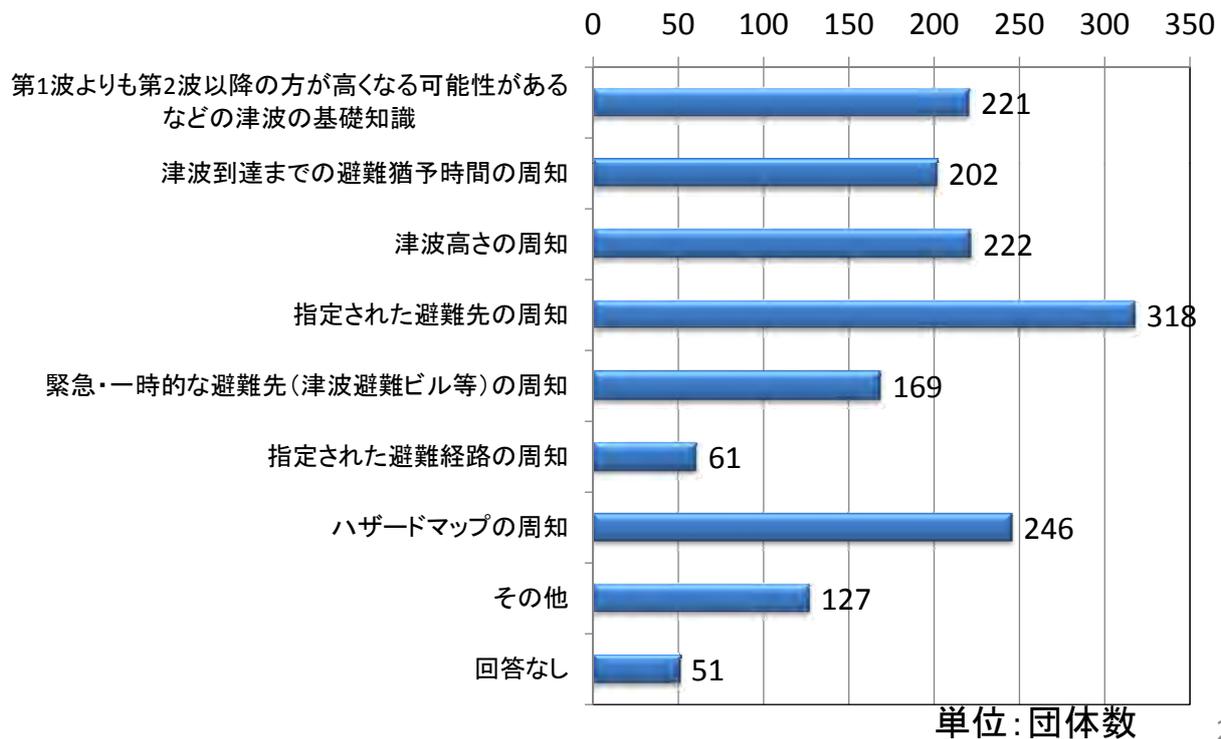
25

3-4 住民が参加する津波避難訓練を実施していない理由：その他

- 過去に津波での被害がないから
- 津波による被害想定がないから
- これまでの想定では津波による被害は殆どなく、必要に迫られていなかったから
- 現行想定では、防潮扉等を確実に閉鎖することにより、津波浸水はないものと考えているため
- 小規模自治体では兼務体制であるため防災業務に手が回らない状況にある
- 津波による浸水想定区域がわからないため、具体的な避難地区や避難場所の指定ができていない
- 参加者や関係機関との連絡調整が難しいため
- 海岸堤防等の護岸整備によって、津波対策及び高潮対策が講じられていることから、津波避難訓練はしていない
- 津波避難ビル等の高い建物がないなど、具体的な訓練計画が立てられなかったため など

26

3-5 津波避難に関して広報活動として行っている項目は何ですか（複数回答） N=588



27

3-5 津波避難に関して広報活動として行っている項目 【沿岸市町村】 :その他

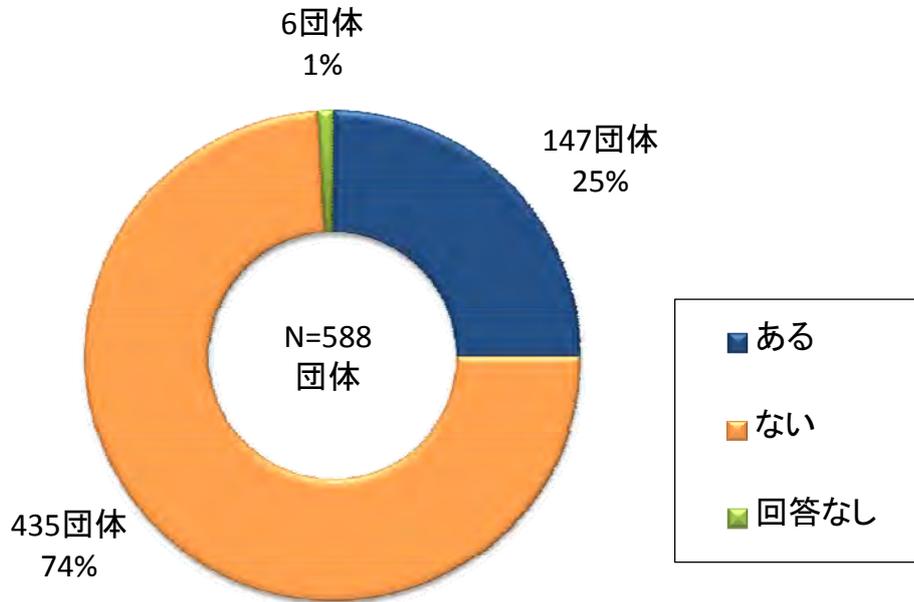
- 津波のメカニズム(日本海側と太平洋側での地震のメカニズムの違い、地震による津波だけではないこと、大きな揺れ以外でも大きな津波が来る可能性があること等)
- 特に長く続く揺れに注意
- 津波の速さ、津波による破壊力等
- 標高マップ
- 津波浸水深
- 津波の際に甚大な災害が予想される箇所
- 自主防災組織ごとの一時避難所や避難ルート及び担当人員
- 避難途中の注意点等
- 津波警報等発表時の周知方法(防災行政無線、J-ALERTの活用など)
- 海岸等に行く際にはラジオ等で情報取得に努めて頂くこと
- 地震を知覚した時に、防災無線のみに頼らず、テレビ等で津波の発生の有無を自分で確認すること
- 津波の避難時は、低地にある指定避難所ではなくまず高台へ避難すること
- どこに居ても避難ができるように、どこに逃げるかよりも、どういう所へどう逃げるか。居合わせた場所に応じて個人が判断し最善の避難ができるような啓発
- 津波避難の原則は、建物避難ではなく、海や川から離れたオープンスペースであること
- 避難行動開始のタイミング
- 猶予時間があることによる危険性について(注警報解除まで戻らない) など

28

4 津波避難に関する具体的施策等

【沿岸市町村】

4-1 ① 津波避難ビル(津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設(人工構造物に限る))がありますか

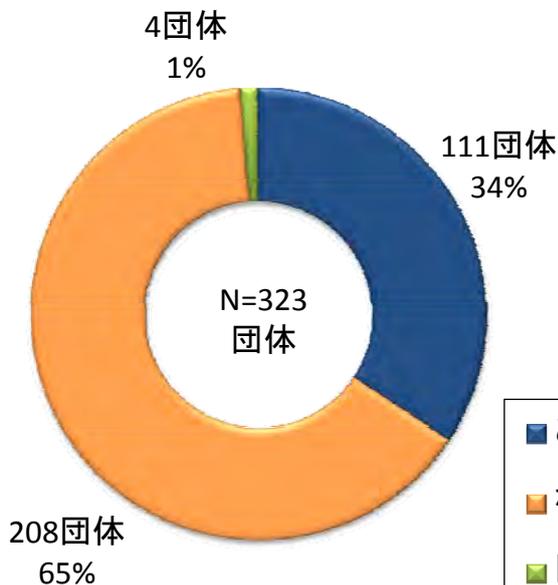


29

【沿岸市町村】

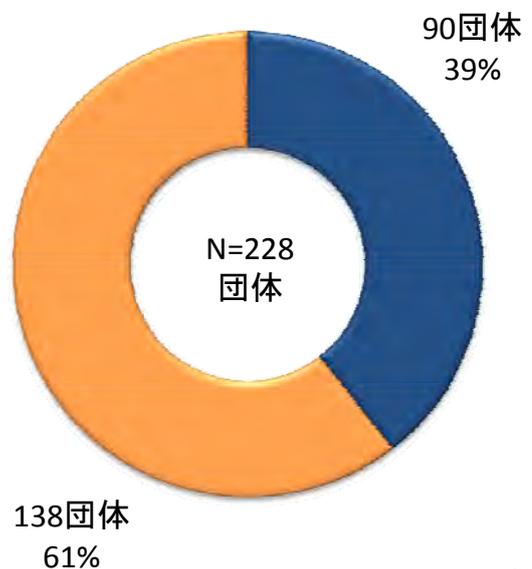
4-1

② 津波ハザードマップを作成している市町村において、津波避難ビルがありますか



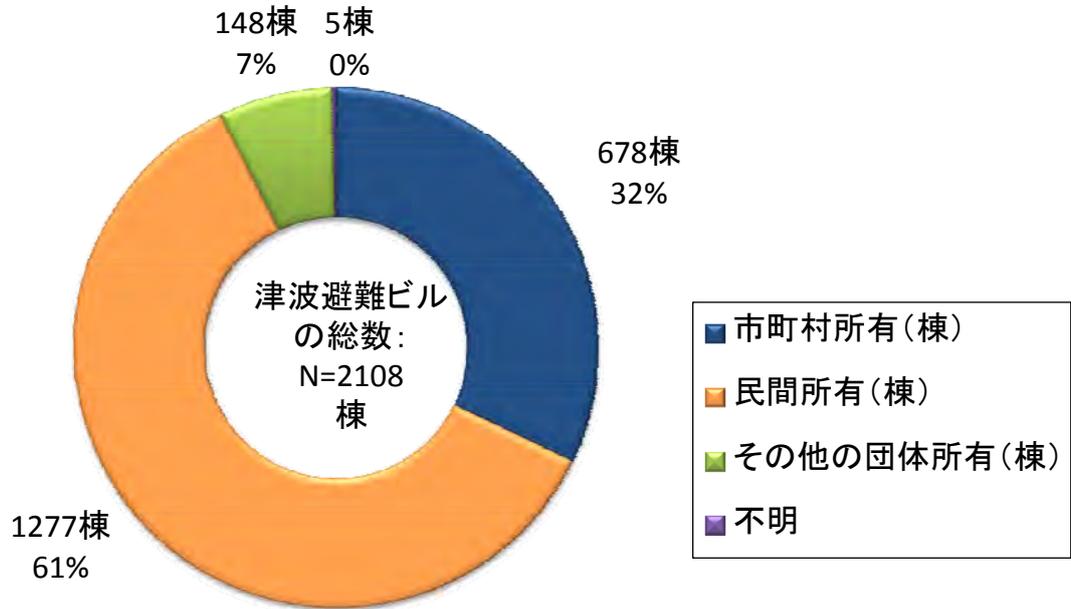
4-1

③ 現行の地域防災計画において、津波被害を具体的に想定している市町村において、津波避難ビルがありますか



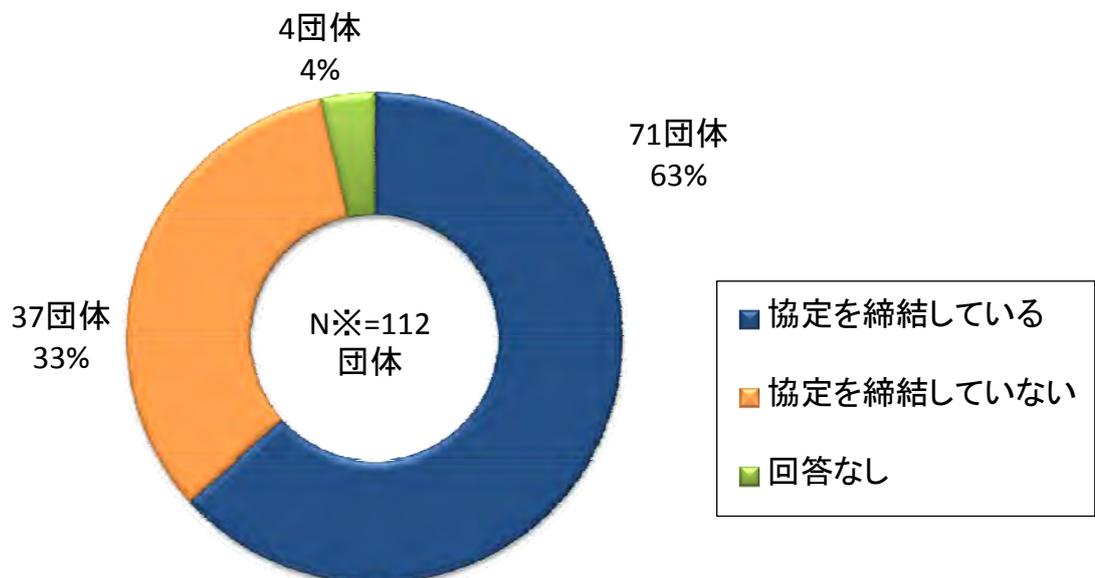
30

4-2 津波避難ビルの数及びその所有形態



31

4-3 民間所有の津波避難ビルについて、津波来襲時の避難施設としての利用時の使用等に関して協定を締結していますか



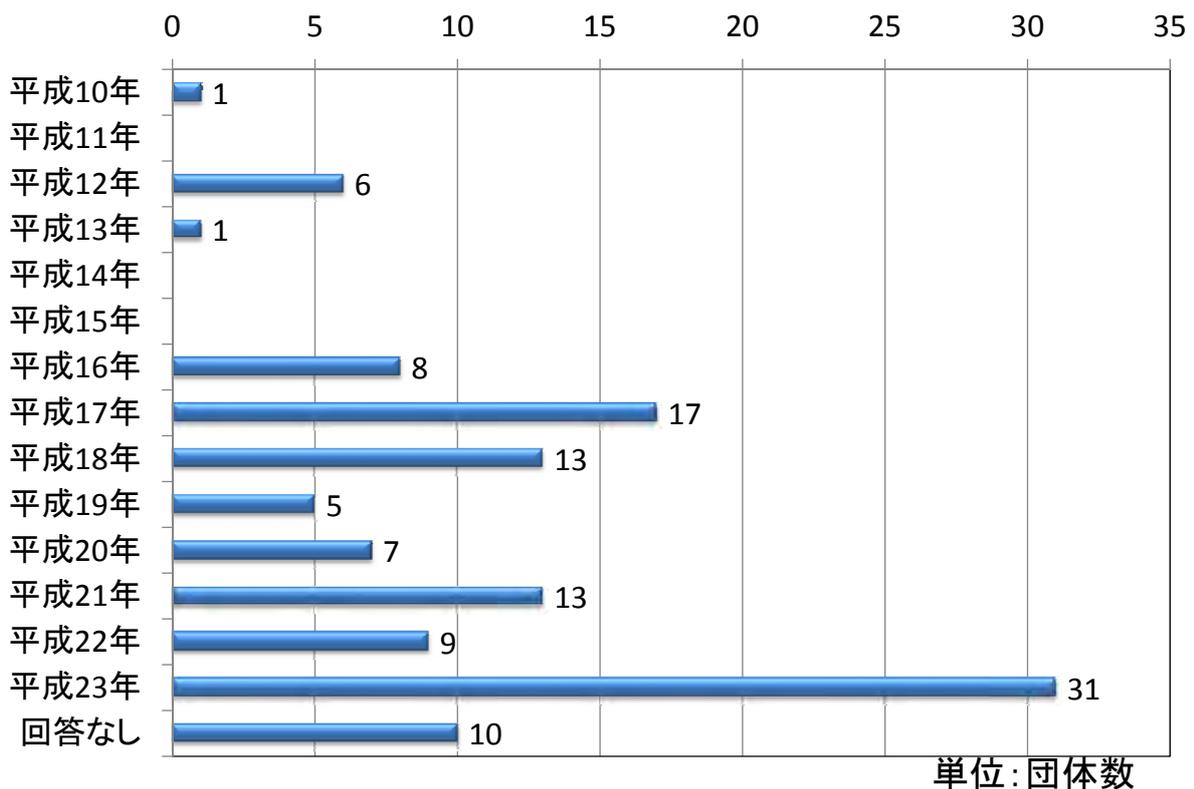
※津波避難ビルがある147団体のうち、民間所有の避難ビルのある団体数

32

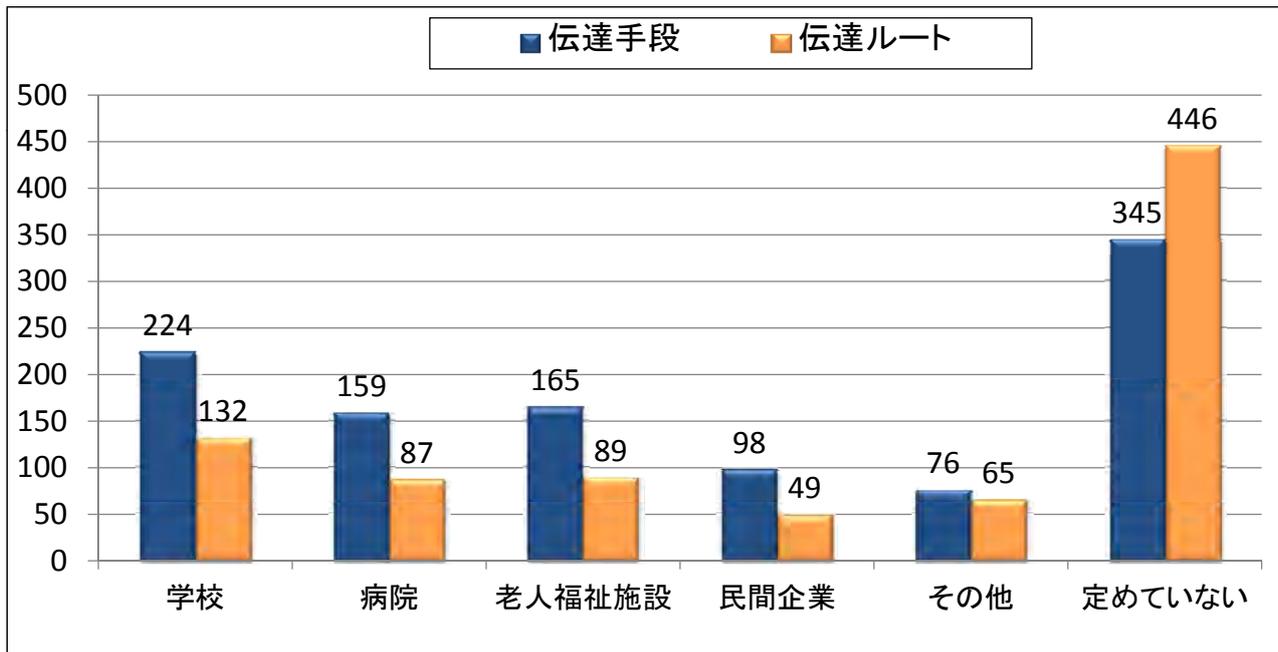
4-4 ① 民間所有の津波避難ビルの利用時の使用等に関する協定の締結相手の例と主な内容(例)：

協定の主な締結相手(例)	協定の主な内容(例)
民間病院 民間企業 民間ホテル 私立大学 漁業協同組合 商工会 個人	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設使用の範囲 ■ 使用期間 ■ 使用方法・手続き ■ 免責、利用者責任 ■ 使用に係る禁止事項 ■ 使用料 ■ 施設・備品の破損時の対応 ■ 事故等に係る責任 ■ 現状復旧 など

4-4 ② 協定の締結年（複数回答） N=71



4-5 地域防災計画等において、市町村に存在する
 主な施設への伝達手段、伝達ルートを決めていますか
 (複数回答) N=588



単位：団体数

4-5 伝達手段・伝達ルートを決めている主な施設：

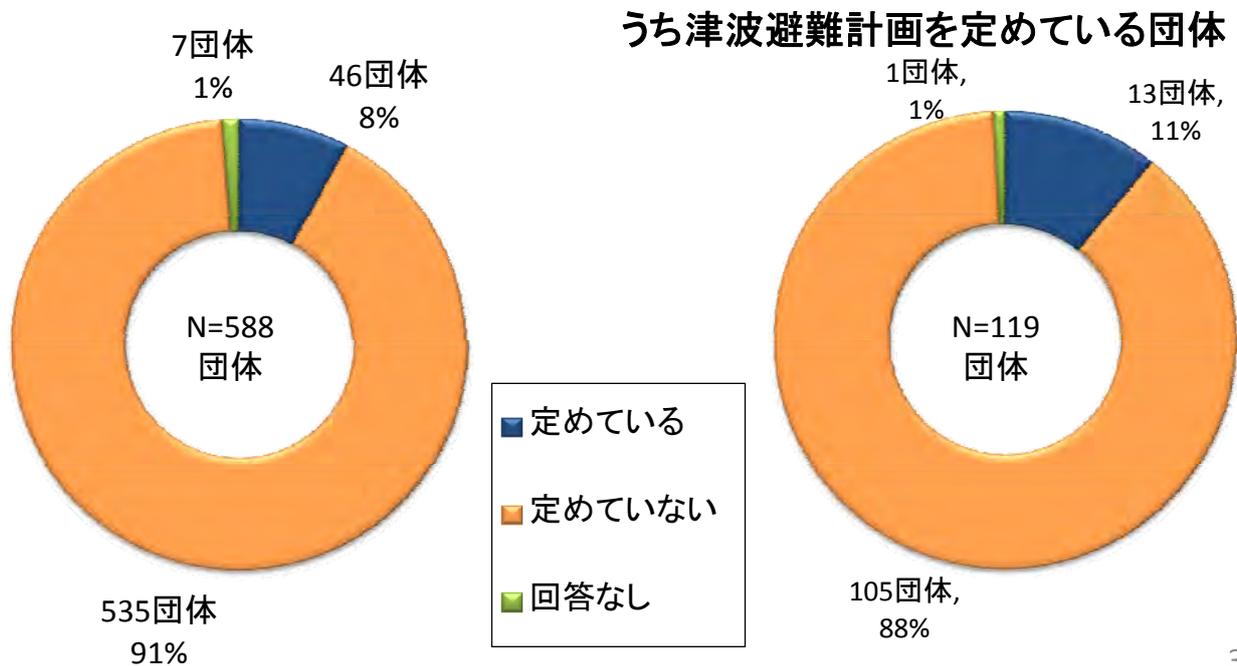
その他

- 農協・漁協
- 消防本部・消防署
- 宿泊施設
- 観光施設
- 自治会・公民館
- 防災関係機関
- 漁業、港湾関係施設
- コミュニティセンター
- 保育園・保育所
- 全域全施設
- 海洋レジャー事業者
- 交番・駐在所・郵便局
- 町商工会 など

4-5 上記施設への伝達手段・伝達ルートの主な内容：

- サイレンや広報車で周知を行う
- 防災行政無線による一斉伝達
- J-ALERTによる自動伝達
- IP告知放送
- 電話又はファクシミリにて伝達
- ケーブルテレビ、FMラジオ、ホームページ、エリアメール、ツイッター、電光掲示板
- J-ALERTからの情報を、自動起動装置を立ち上げ防災行政無線(屋外・戸別受信機)から伝達・避難情報等については、防災行政無線から(屋外・戸別受信機)伝達
- 町→教育委員会→各学校→児童・生徒 (電話、口頭、その他の伝達手段)
- 町→各漁業協同組合→漁業者に対して漁業無線で連絡
- 役場から教育委員会を經由して大学、高校、各小中学校及び幼稚園へNTT回線電話により伝達
- 小・中学校や地区センターや警察署や自衛隊などの防災機関等に地域防災無線を配置し関係機関の情報共有を行っている
- 老人福祉施設については、防災行政無線(J-ALERT)と直接の電話連絡による、など

4-6 地域防災計画等において、避難指示等の呼びかけを行う者、水門の閉鎖に当たる者等の防災事務に従事する者の安全確保について定めていますか



37

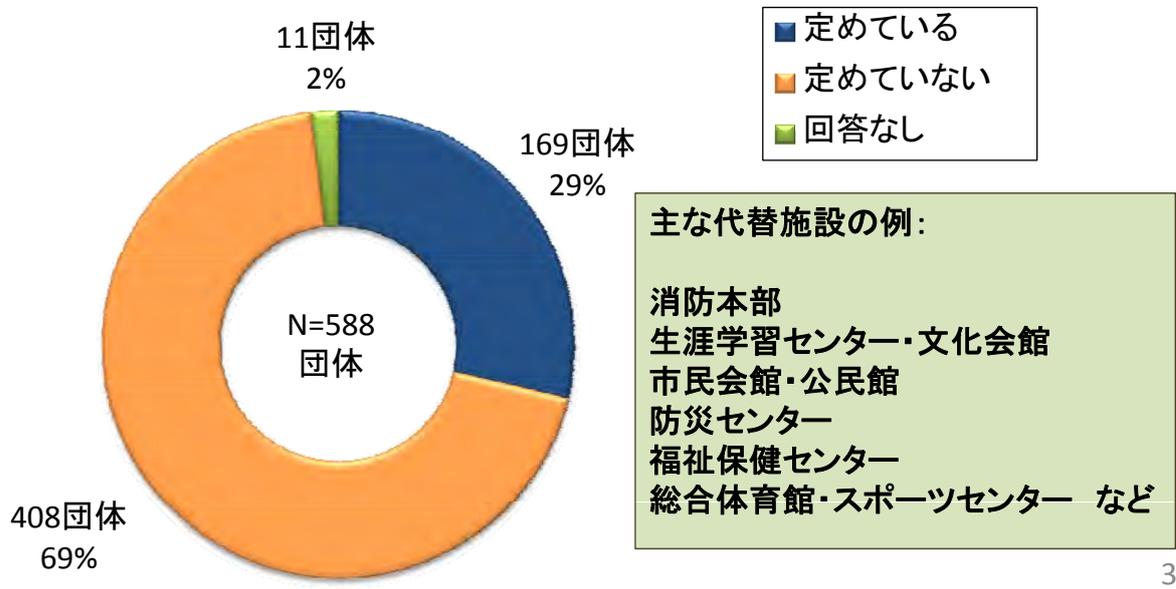
4-7 防災事務従事者の安全確保に関する計画の 主な内容：

- 津波注意報・警報等の発令された場合J-ALERTにより海岸部分に設置されている同報無線を使って伝達する
- J-ALERTによる自動避難指示放送及び津波防災ステーションによる遠隔操作による水門・陸閘の閉鎖
- 海面状態を防災カメラで監視
- 強い地震(震度4以上の地震)を感じた場合、市は地方気象台より津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで、安全な地点で海面を監視するものとする
- 津波警報発令時には、水門の閉鎖より安全確保を優先する。人命優先のため閉鎖操作を行わない場合等定めている
- 避難誘導に従事した者は、誘導後、津波危険区域から避難する事としている
- 避難指示等の呼びかけは、防災無線で市町村全域に行く。
- 立ち入り禁止区域の設定時は安全な場所での誘導を行うこと
- 津波到達予想時刻の10分前には必ず安全な場所に移動する
- 2名以上を1組として活動、救命胴衣の着用。無線機、ヘルメットの着用等
- 津波第1波到達予想時間30分前には任務を完了し、安全な場所に避難する
- 避難訓練時に職員に周知し、安全確保に努めている など

38

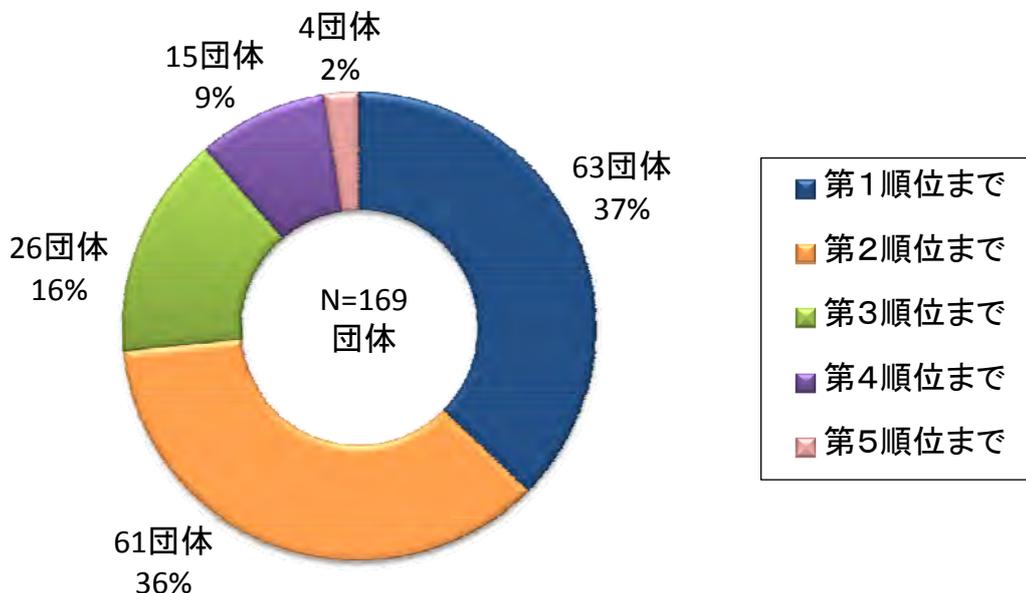
5-1 施設(庁舎)の機能喪失等を想定した代替施設等の確保

① 災害対応を行う施設(庁舎)の機能の喪失又は著しい低下等のような場合を想定し、災害対応を行う代替施設・代替機能等について定めていますか



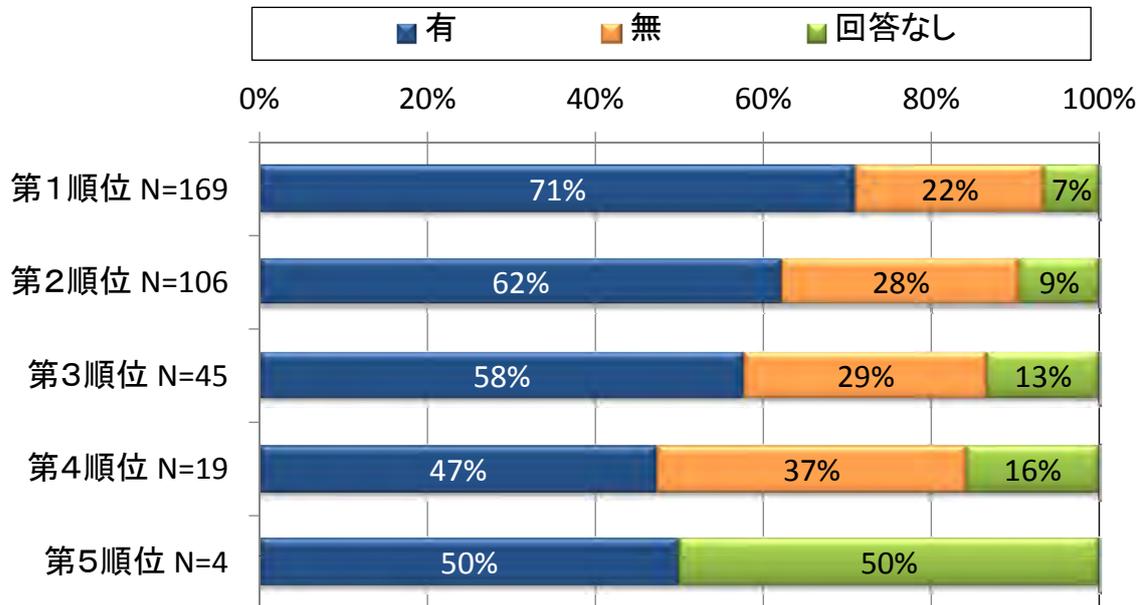
5-1 施設(庁舎)の機能喪失等を想定した代替施設等の確保

② 災害対応を行う代替施設・代替機能等を定めている場合、第何順位まで定めていますか



5-2 施設(庁舎)の機能喪失等を想定した代替施設等の状況

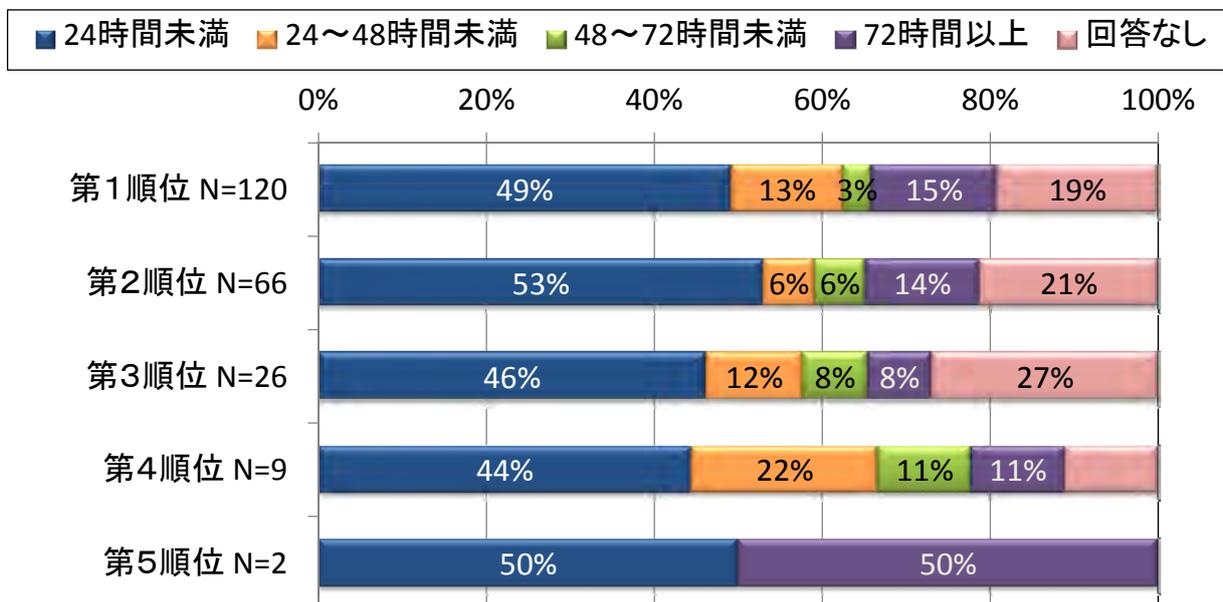
① 災害対応を行う代替施設(優先順位毎)の非常用電源設備の有無



41

5-2 施設(庁舎)の機能喪失等を想定した代替施設等の状況

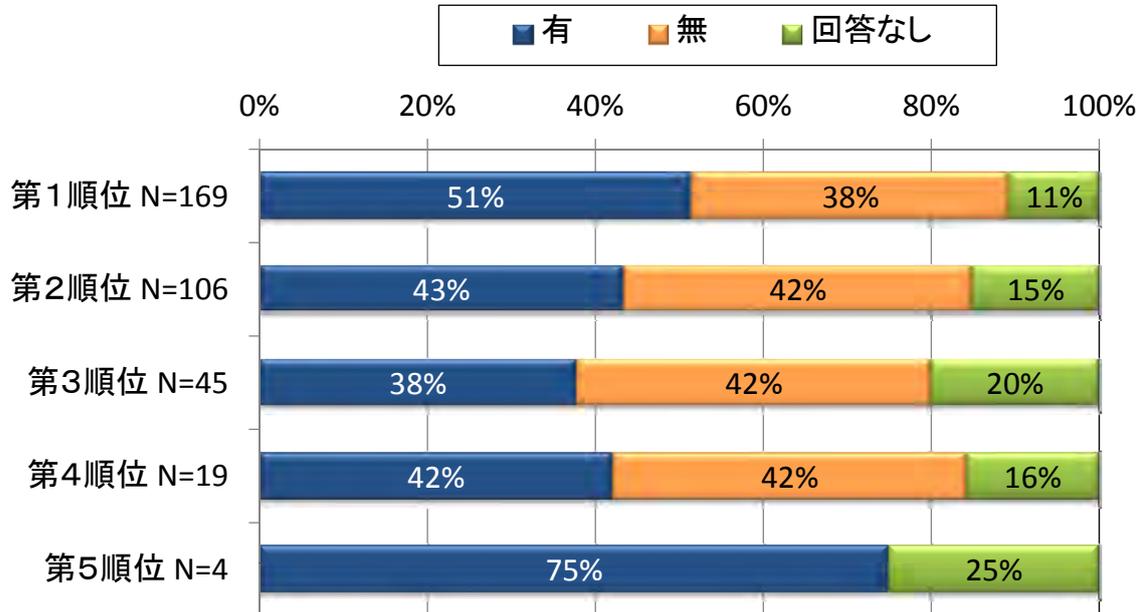
② 災害対応を行う代替施設(優先順位毎)に非常用電源設備がある場合、その確保時間



42

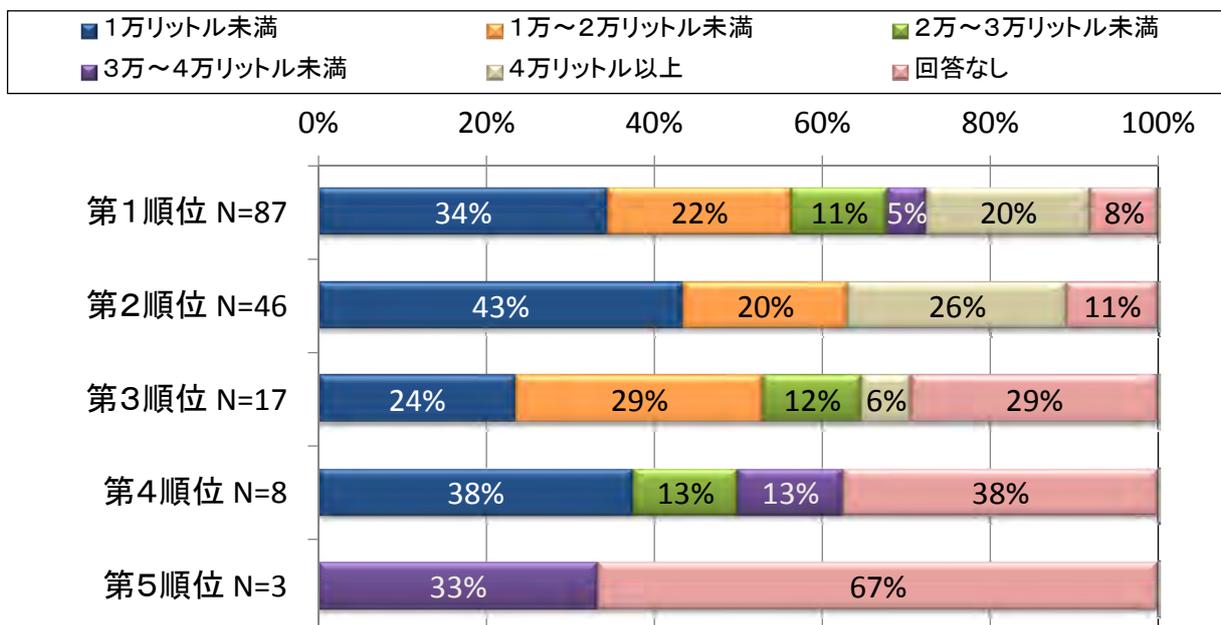
5-2 施設(庁舎)の機能喪失等を想定した代替施設等の状況

③ 災害対応を行う代替施設(優先順位毎)の貯水タンクの有無



5-2 施設(庁舎)の機能喪失等を想定した代替施設等の状況

④ 災害対応を行う代替施設(優先順位毎)に貯水タンクがある場合、その確保量



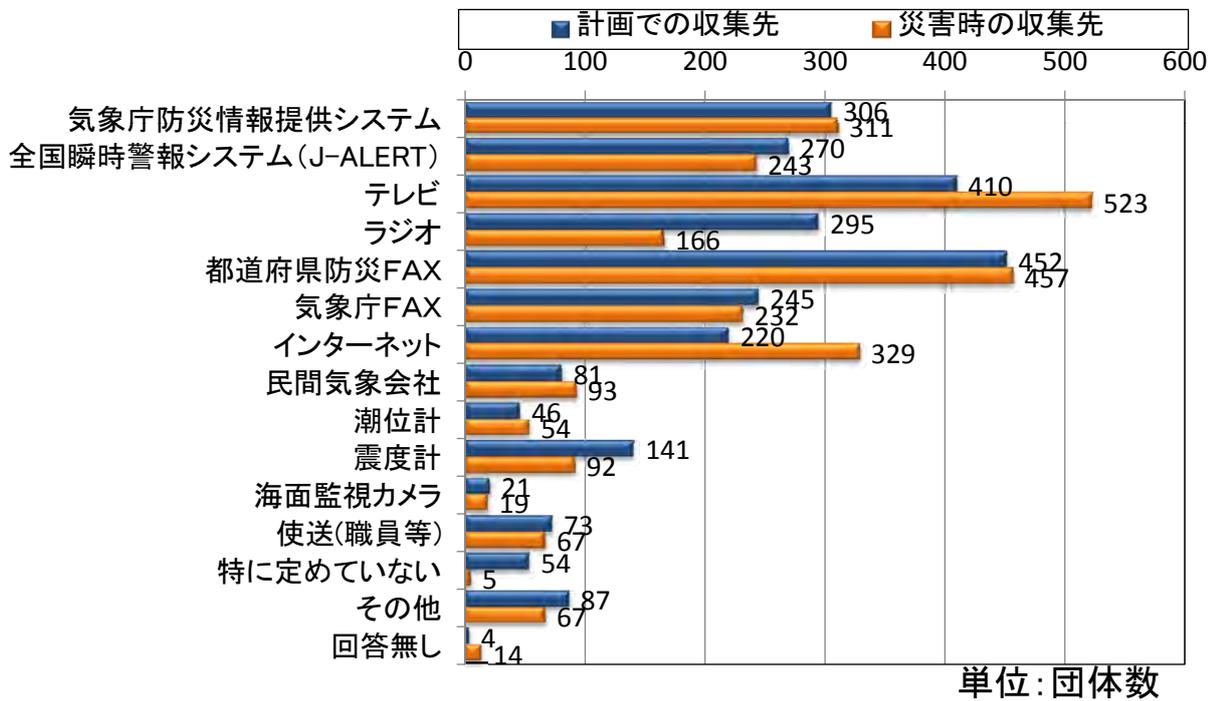
II 大規模災害発生時等の対応

【沿岸市町村】

1 地域防災計画等における情報収集手段・情報伝達等

1-1 災害対応初動期において津波からの避難指示等のため

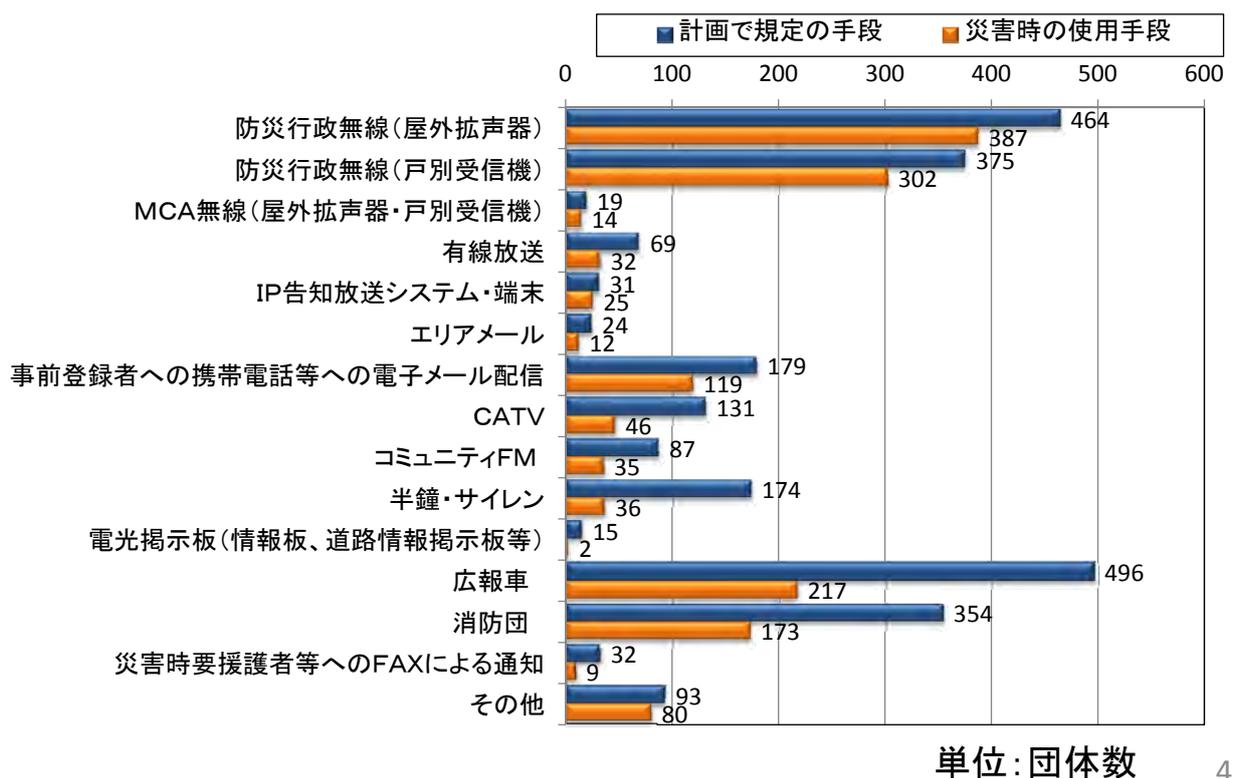
どこから情報収集を行いましたかー計画び災害時ー（複数回答）=588



45

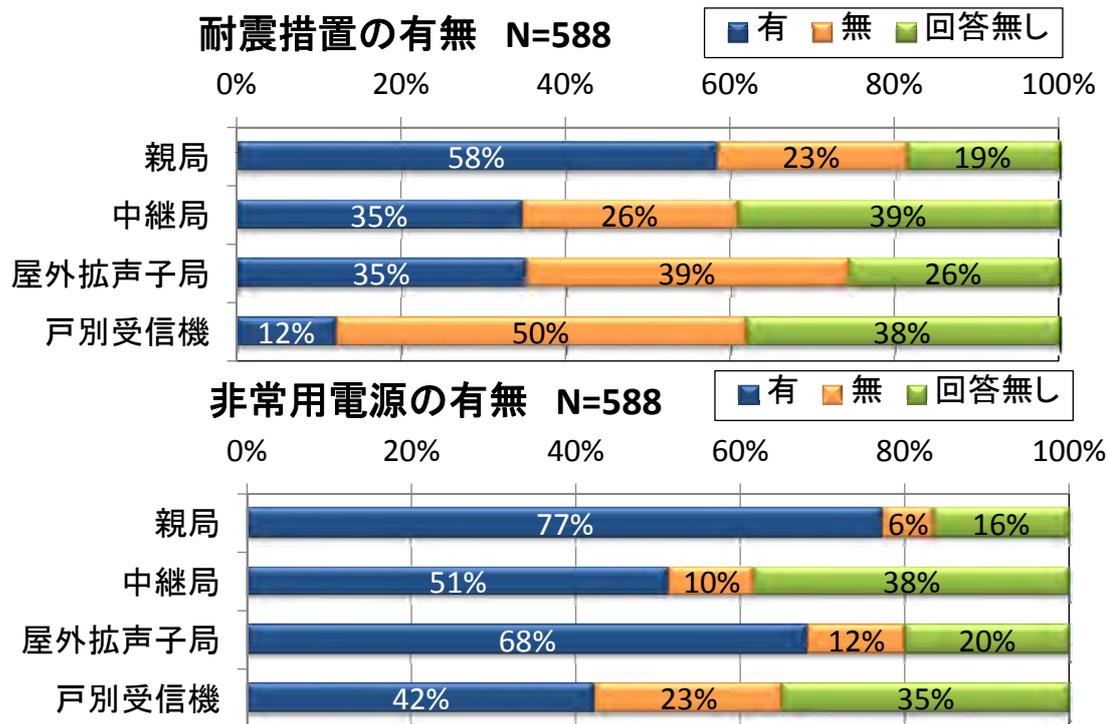
【沿岸市町村】

1-2 住民への避難指示等の情報伝達手段(複数回答)N=588



46

1-3 ① 市町村防災行政無線(同報系)の耐震措置及び非常用電源の有無等



1-3 ② 耐震措置の具体例:

親局・中継局

- コンクリート基礎
- アンカー止め
- 台座固定
- 構成部品の脱落防止など
- 建屋の耐震補強、免振構造など

屋外拡声子局

- コンクリート基礎
- 柱の基礎部補強
- ハンザマストに固定
- 鉄製収納架への収納
- 電柱に固定
- 保護箱設置など

戸別受信機

- 壁に固定
- 台座固定
- 金具等で固定
- 壁に固定
- 落下物保護など

1-3 ③ 非常用電源措置の具体例:

親局・中継局

- UPS設置
- 自家発電機
- バッテリー
- アンカー固定
- 予備電源
- 直流電源措置
- 落下物保護など

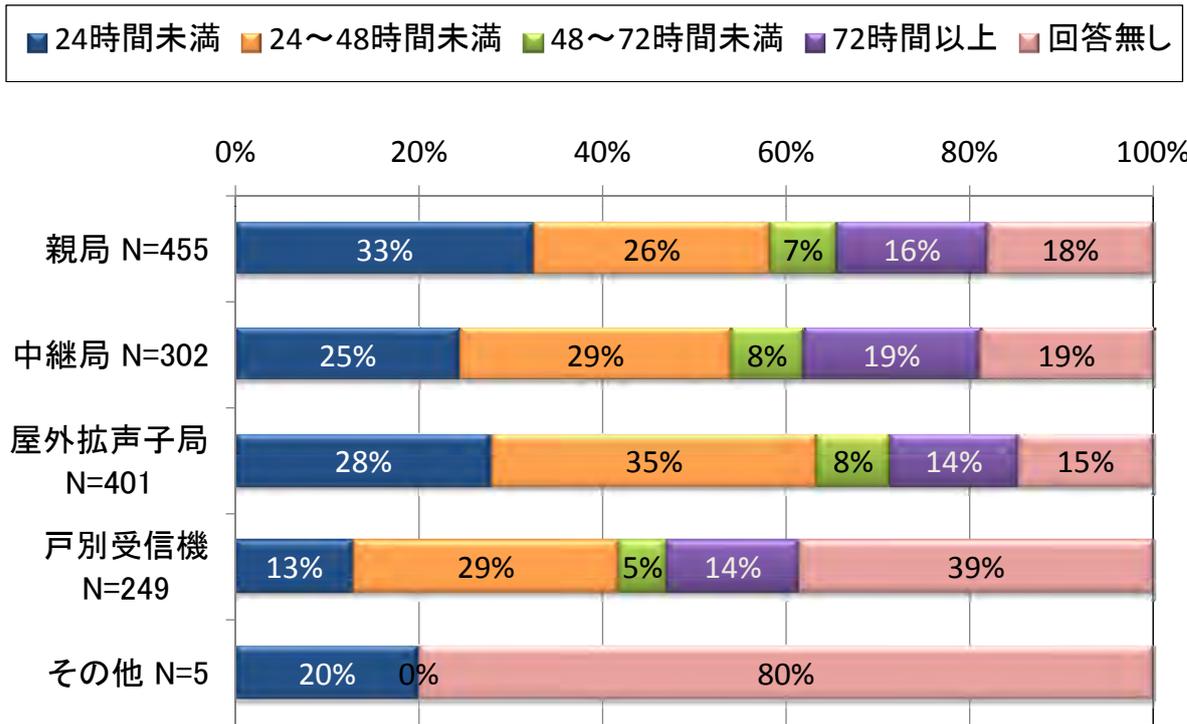
屋外拡声子局

- バッテリー
- 台座固定(バッテリー)
- 非常用バッテリー
- 内蔵蓄電池
- UPSを設置
- BOX保護
- ベルト固定など

戸別受信機

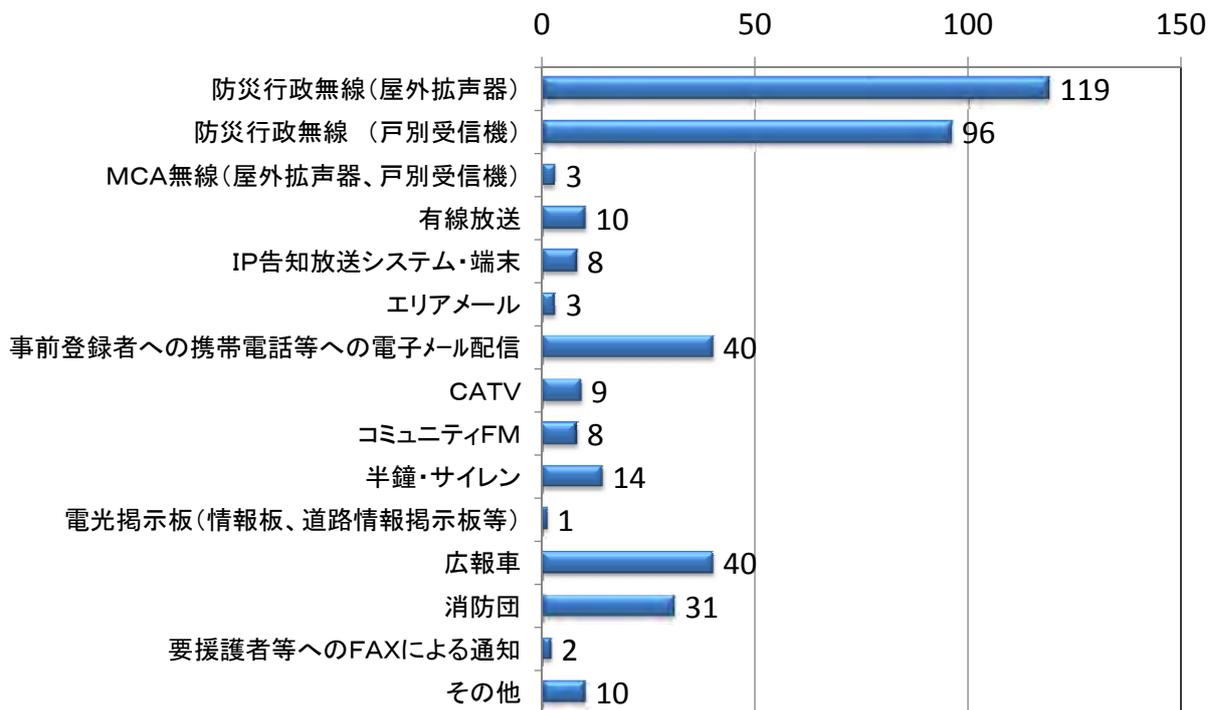
- 電池
- 補助バッテリー
- 停電時、乾電池に切替
- 乾電池
- 台座固定等
- 受信機に収納
- 非常用バッテリーの設置
- UPSなど

1-3 ④ 防災行政無線(同報系)の非常用電源の確保時間



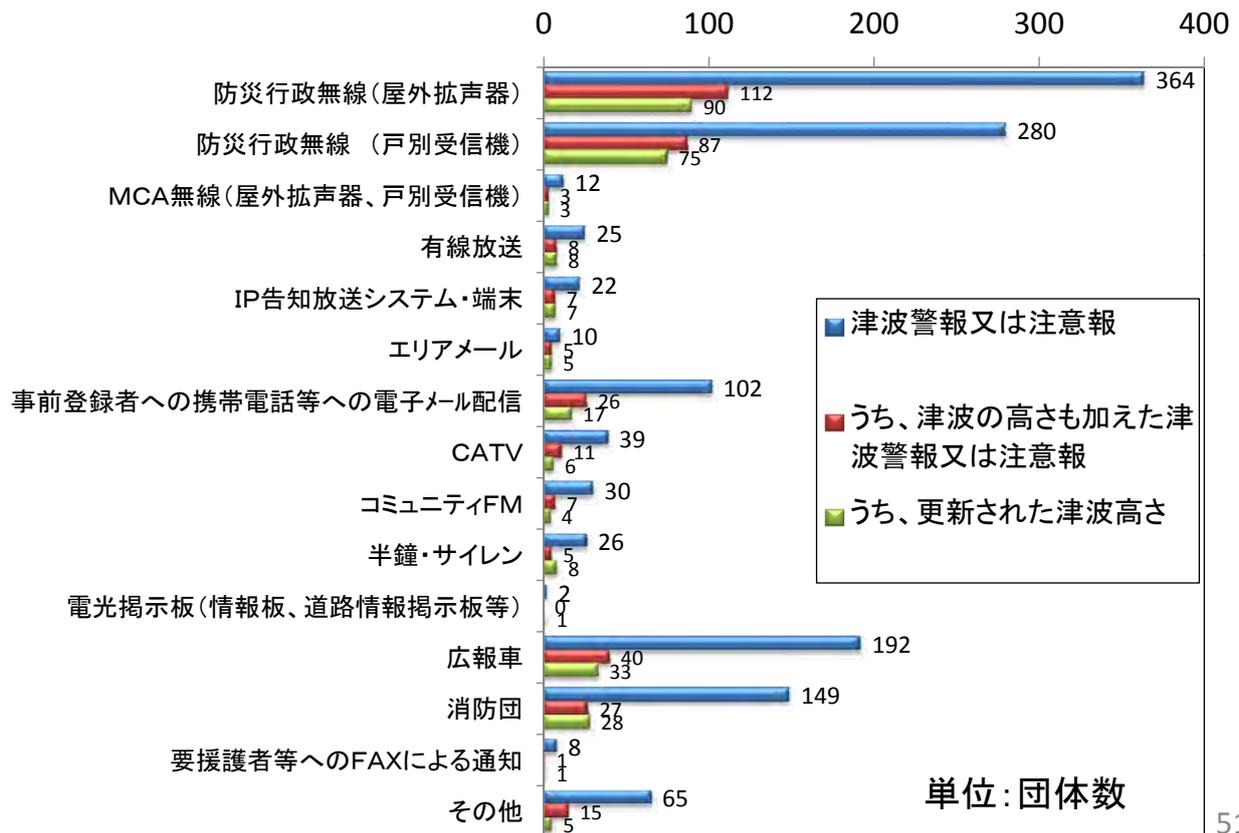
2-2 ① 東日本大震災時に活用した伝達手段及び情報内容

ア 地震発生後の震度情報の伝達手段(複数回答) N=588



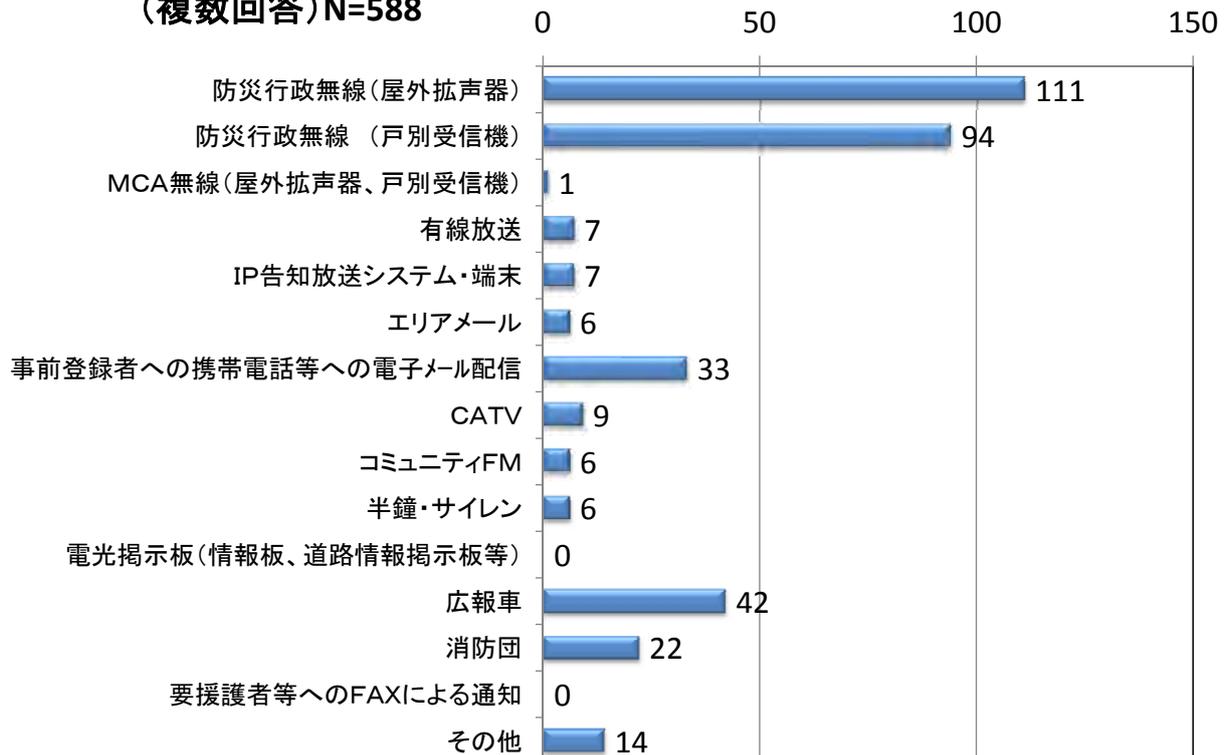
単位: 団体数

イ 津波関連情報の伝達手段(複数回答) N=588



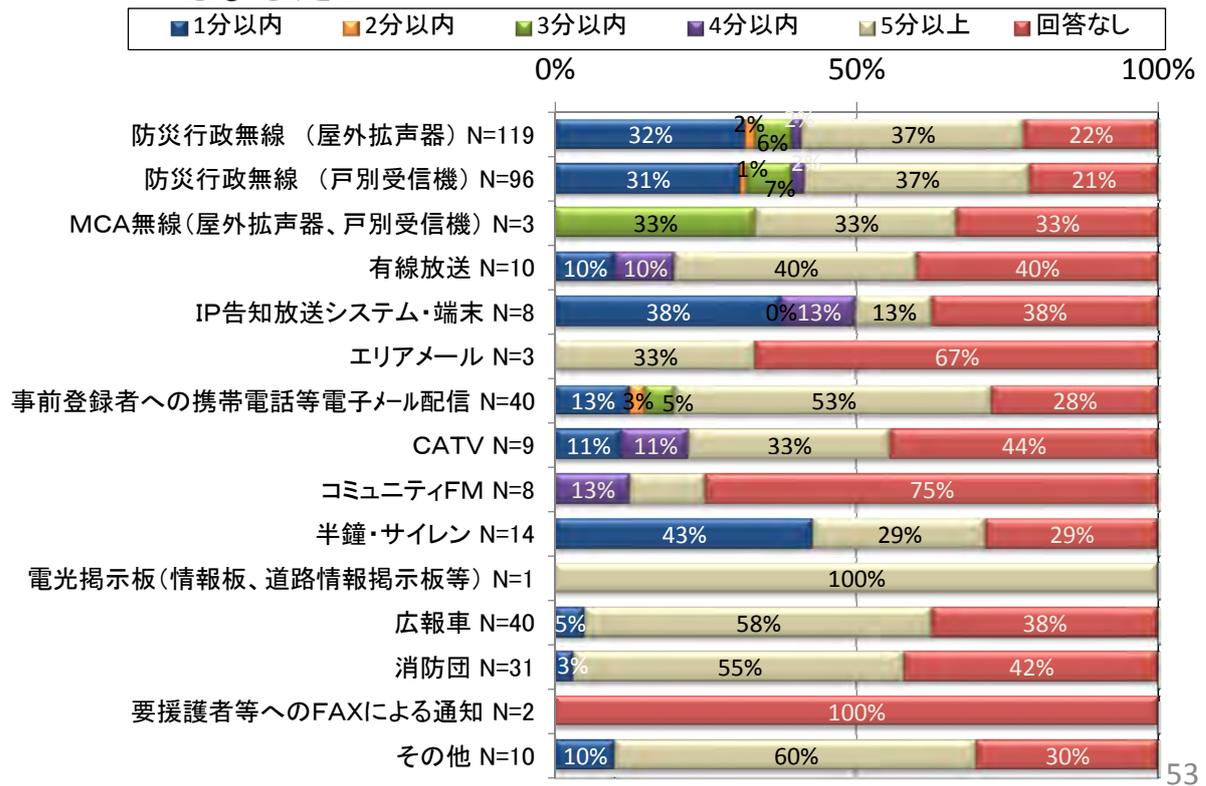
51

ウ 避難所の場所、食料、電力等の生活関連情報の伝達手段(複数回答) N=588

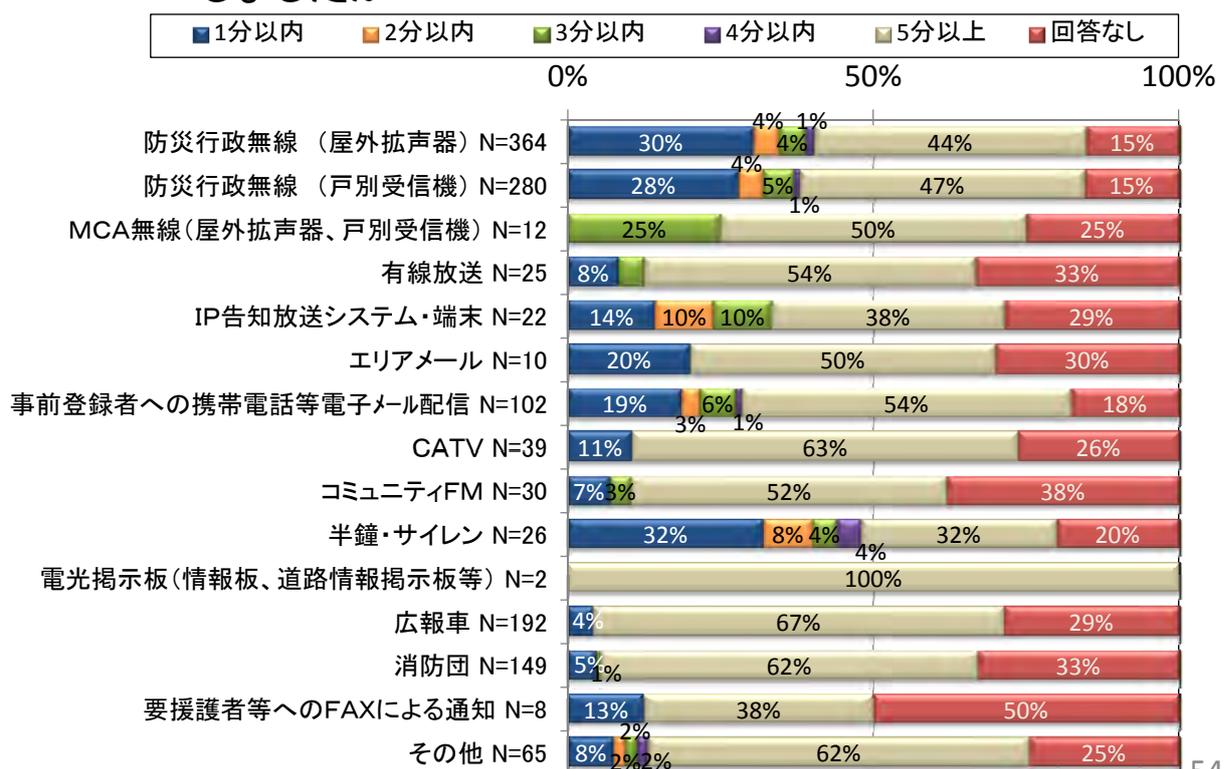


52

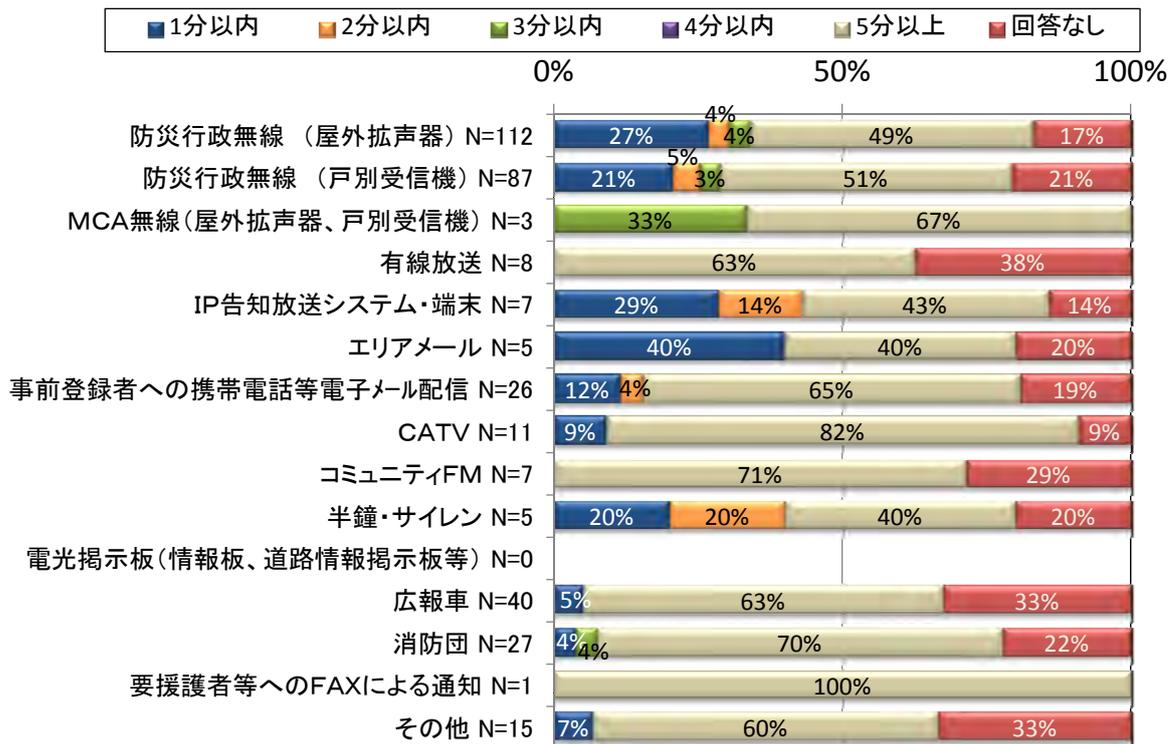
2-2 ② 震度情報は、地震発生後何分以内に伝達しましたか



2-2 ③ 津波警報又は注意報を公表後何分以内に伝達しましたか

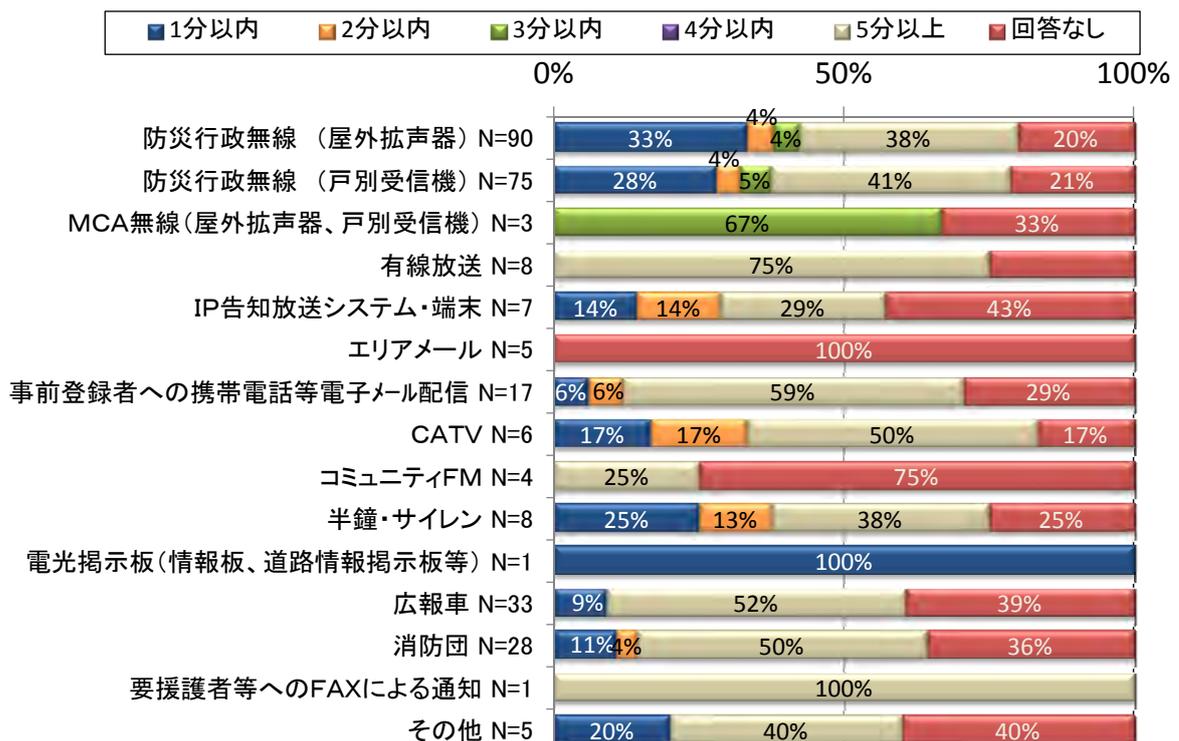


2-2 ④ うち、津波高さを加えた津波警報又は注意報は、発表後何分以内に伝達しましたか



55

2-2 ⑤ その後更新された津波高さは、変更された後何分以内に伝達しましたか



56

2-3 ① 大震災における住民への情報伝達における 反省点等： 【沿岸市町村】

- 避難中における津波来襲状況などの情報提供ができなかった。
- 避難施設での情報の不足から、避難勧告発令中にもかかわらず、避難施設から帰宅する者がいた。
- 停電によりインターネット網を利用した迅速な情報伝達手段が確保できなかった。
- 同報系無線は設置されていないため、無線を使用した広範囲での広報ができなかった。
- 防災行政無線は手動で放送していたため、輻輳する中、放送開始までに時間がかかった。
- 長期(8時間)の停電では、バッテリーが持たず、それ以後の放送ができなかった。
- 電光掲示板が整備されていたが、活用されなかった。
- 事前登録者の携帯電話等へのメール配信は、メーカーや機種によって受信時間が異なっていた。
- 安全・安心メール(事前登録者へのメール配信)は市職員が入力・配信するため、配信までに時間を要した。
- 瞬時に行える情報伝達手段が無かった。
- 避難勧告の情報を沿岸地域のみに周知してしまった。
- 管外へ出かけていた住民に対する情報伝達が出来たか不明。
- 詳細な放送内容(自動放送以外)を定めておらず、原稿なしでの伝達となった。
- 聴覚障害者等、情報が伝わりにくい方々への対応が難しいことを痛感した。
- 外国人への情報伝達に苦慮した。
- 大津波警報が出されていても、予想される津波高さが数十cmであり、市民にどのように広報したら良いか悩んだ。
- 広報車での広報の際、広報車の速度が速く内容が聞き取れなかった。
- サイレン音が聞こえない。放送の内容が聞き取れない。
- 住宅の気密性向上や高齢による聴力の衰えなどの問題があった など

57

2-3 ② 大震災における住民への情報伝達における 良かった点： 【沿岸市町村】

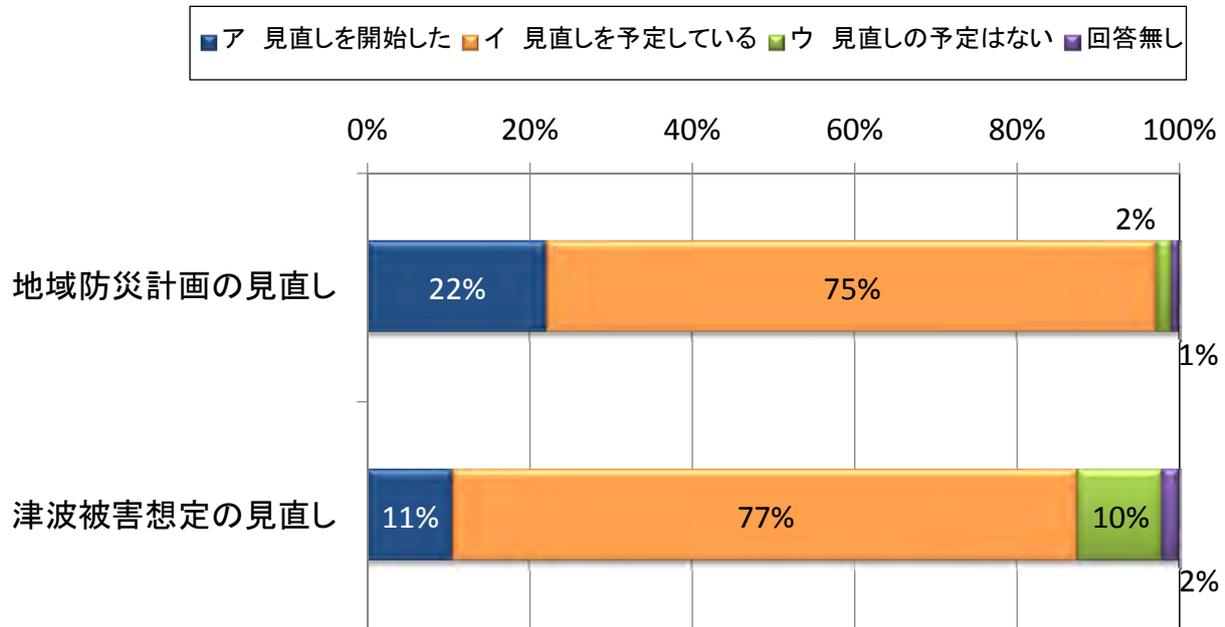
- 全ての家庭に防災無線の戸別受信機を設置していたので、住民全員に伝達できた。
- 屋外拡声器を設置して有効利用できた。
- 市からの重要なお知らせメールによる方法やケーブルテレビ回線による情報端末装置(戸別受信機)は避難所、要援護者世帯に市で配置しており、効果的であった。
- 消防庁のJ-ALERTシステムにより、市職員の手を介さず津波注意報が迅速に市民伝達された。
- 津波注意報が発表後には、J-ALERTや手動で、5分おきに海岸部の同報無線で、地域住民に注意喚起が促せたことは、大変良かった。
- J-ALERTの導入により、津波注意報等が瞬時に広報できたことは良かった。
- 平成22年2月のチリ沖地震の時の津波対応が参考になりスムーズにできた。
- 日頃から、防災行政無線を使用し操作になれていたため、即時に住民に周知できた点は良かった。
- 今回の大震災において初めてエリアメールを活用したが、市民側の混乱も特になく、十分な周知力がある媒体であることが確認された。
- 市域が広大であることから、防災行政無線(同報系)や防災メール等を整備していることは情報伝達手段として有効である など

58

Ⅲ 東日本大震災を踏まえた地域防災計画・津波被害想定の見直しの動向

【沿岸市町村】

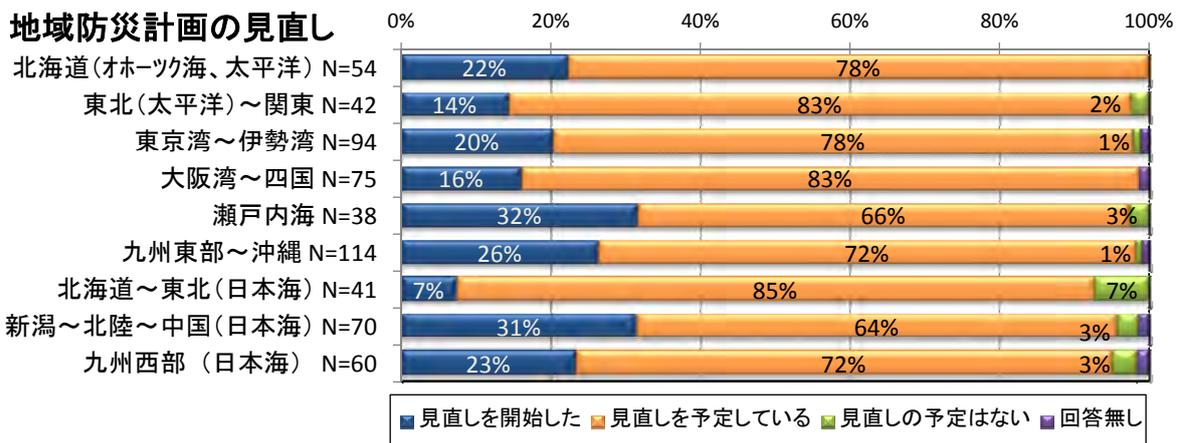
1 東日本大震災を踏まえて、見直しを開始しましたか N=588



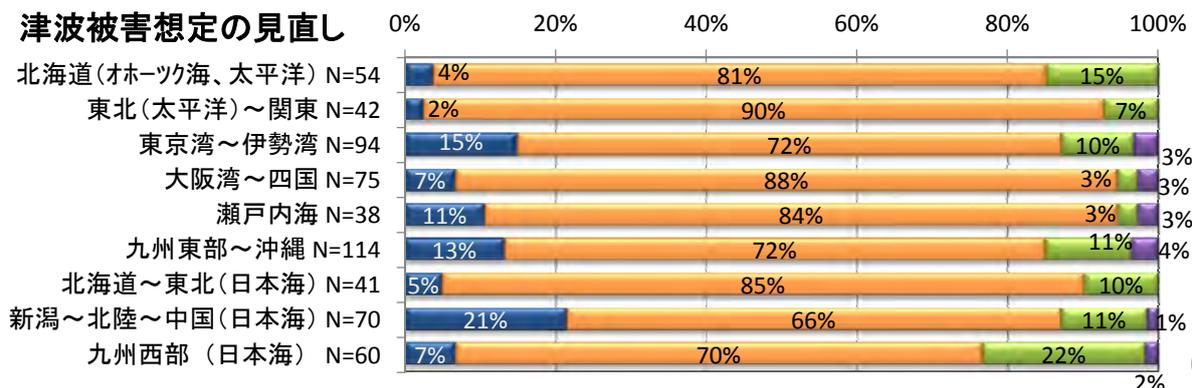
59

東日本大震災を踏まえ見直しを開始しましたか(海岸別)【沿岸市町村】

地域防災計画の見直し

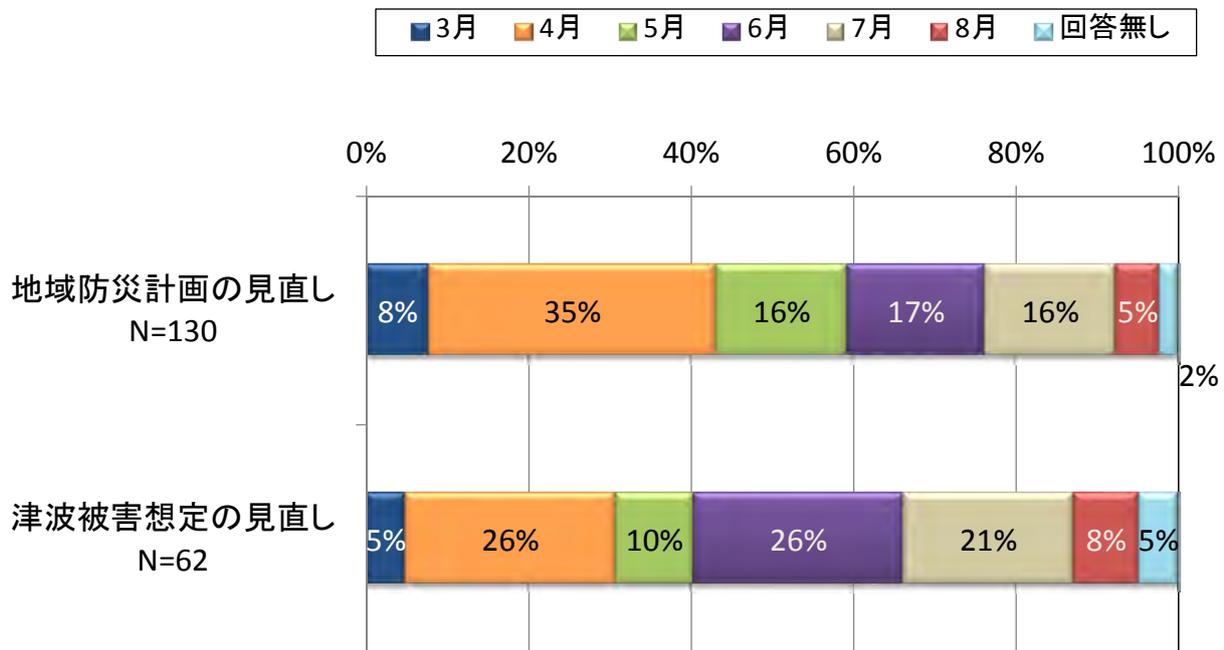


津波被害想定の見直し



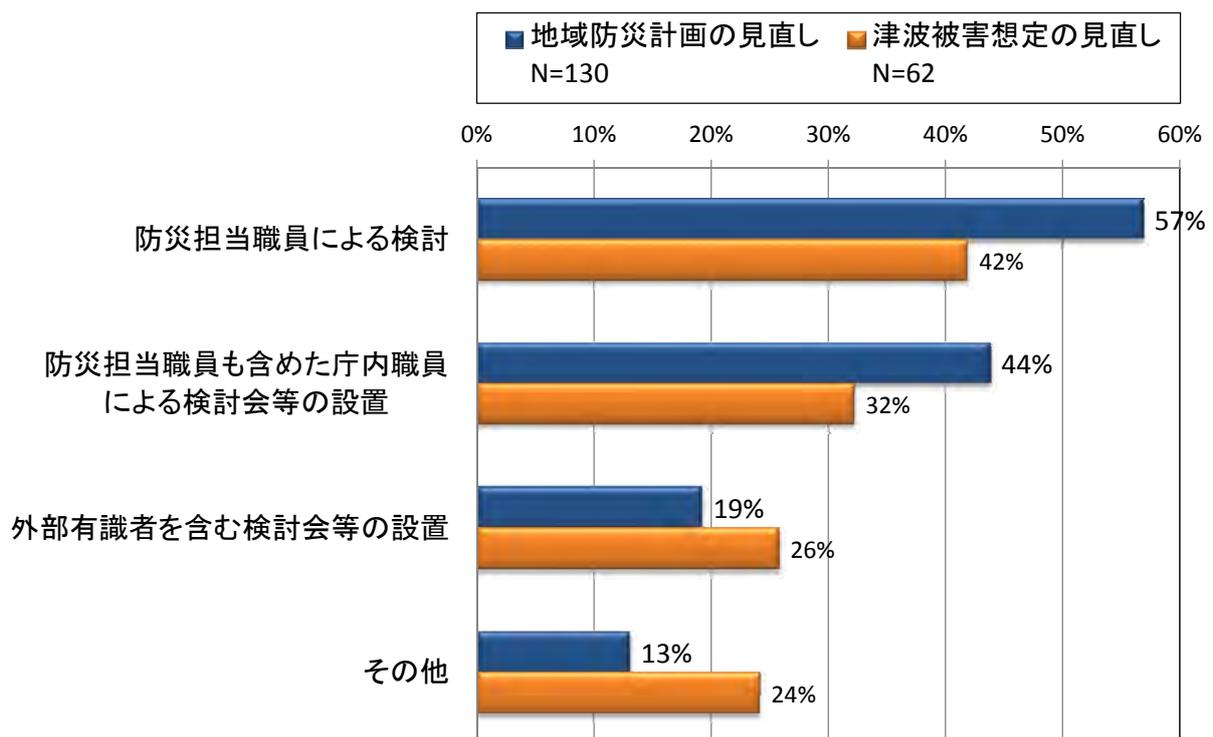
60

2 「見直しを開始した」と回答された団体において、いつ開始しましたか



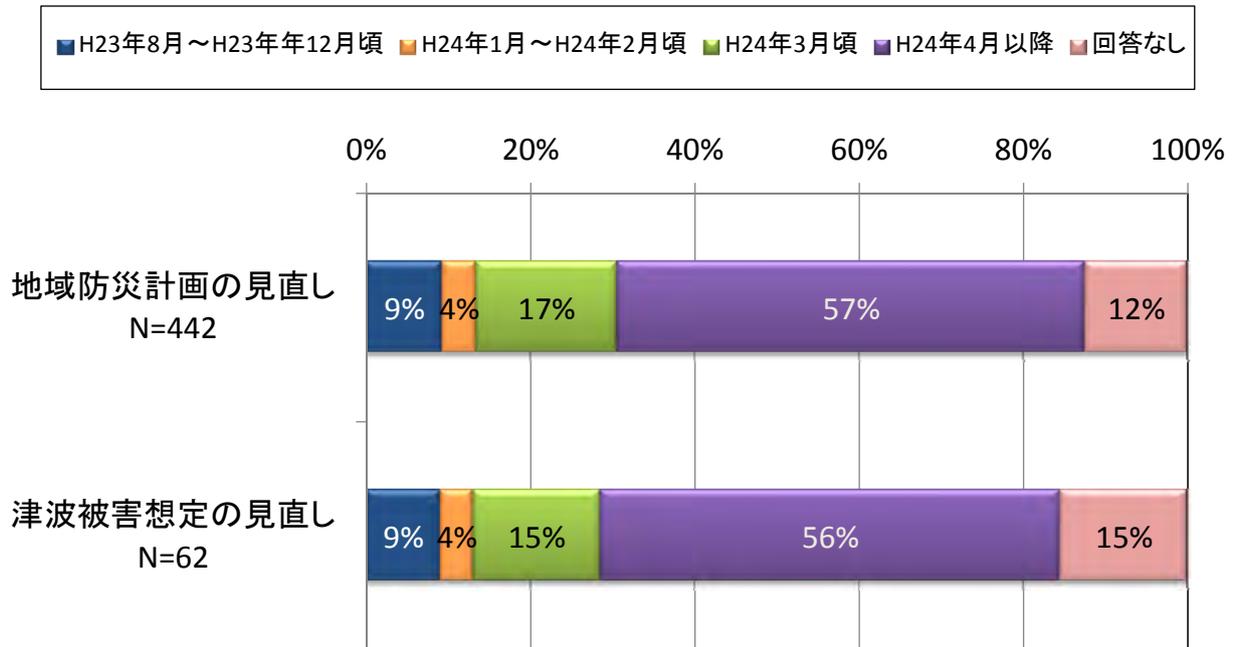
61

3 どのような体制で見直しを開始していますか（複数回答）



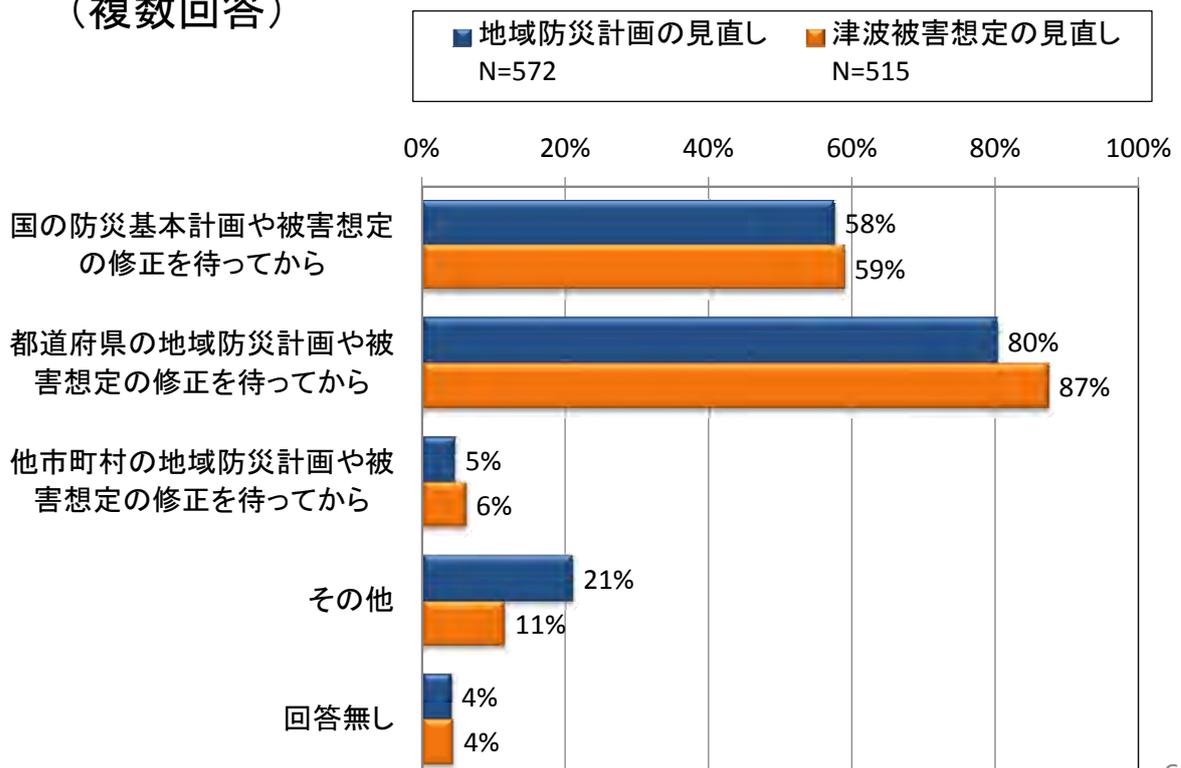
62

4 「見直しを予定している」と回答された団体において、 見直しの時期はいつ頃予定していますか



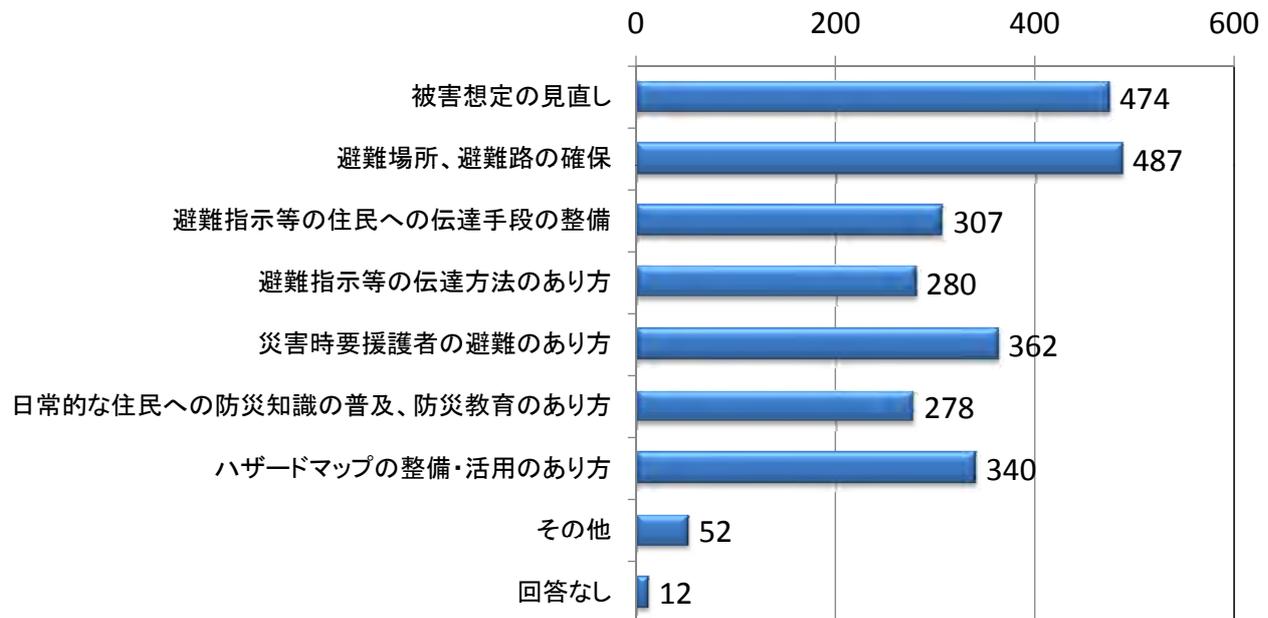
63

5 「見直しを開始した」又は「見直しを予定している」【沿岸市町村】 と回答された団体において、見直しの時期の設定理由 (複数回答)



64

6 東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しに係る 主な検討課題は何ですか（複数回答）N=572※



単位：団体数

※地域防災計画の「見直しを開始した」又は「見直しを予定している」団体数

65

7 その他：今回の大震災を踏まえ今後の対策を進めるにあたって、 重点的に検討している点や懸念している点等（自由記述）

（1）重点的に検討している点等：

- 安全性と快適性の視点に立った津波緊急一時避難施設の配置と指定の見直し
- 避難所・避難路の確保
- 避難所における備蓄品の購入
- 防災行政無線（同報系・移動系）の整備
- 津波避難計画を見直し、地区ごとに個別の避難計画の策定
- いち早く避難行動がおこせるような工夫
- 災害時要援護者対策
- 住民の防災意識の向上、自主防災組織の機能強化
- 災害状況をリアルタイムに把握し、市職員や避難住民が情報を共有化できる方策
- 避難所間及び対策本部間の情報収集について
- 住民への情報伝達方法
- 市職員の初動対応の見直し
- 津波避難訓練の実施 など

(2) 懸念している点等：

- 津波の想定により防災対策が左右されるため、専門的に分析した科学的根拠のあるデータの提示をお願いしたい。
- 国等を中心とした地震に関する調査は、太平洋側や日本海側が発生源となる調査以外に、積極的に実施されておらず、危惧するところである。
- 地域防災計画を見直すにあたって様々な調査が必要となるが、費用的に負担が大きい。
- 津波災害等、想定していなかった災害を計画的に盛り込むための知識、ノウハウがない。
- 国や県が具体的な見直しを行なわないと市町村も見直しが難しい。
- 住民からは「どこまで逃げれば安全なのか」という具体的な基準を求められるが、地震の発生場所や規模によって被害想定も異なることから、その対応に苦慮している。
- 本市は避難困難地域が広域にわたりある。そうした地域への避難方法等について苦慮している。
- 大規模災害時に燃料の確保ができるかどうか懸念している。
- 住民基本台帳や戸籍などの重要情報のバックアップまた災害対策本部の設置場所が課題である。
- 対策費用の捻出
- 津波による被災の悲惨さを強調した報道、想定をはるかに超えたことが被害を拡大した要因だと強調する一部専門家の意見により、過剰な反応を見せる市民や事業者がおり、対応に苦慮している。
- 今回の大震災以降、新聞者、民間団体、国、県等から毎日のように調査メールが送られてきている。アンケートだけやって、本来の実務ができない状況になりつつある など